



第114期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月23日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

グランフロント大阪
ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター
（北館 地下2階）

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後5時30分まで

株主総会ご出席株主さまへのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますよう
お願い申し上げます。

参天製薬株式会社

証券コード：4536

基本理念

天機に参与する

自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するということを意味しています。*

※中国の古典「中庸」の一節をSantenが独自に解釈したもので、社名「参天」の由来でもあります。

私たちのビジョン

Happiness with Vision

世界中の一人ひとりが、Best Vision Experience を通じて
それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出したい。



■ 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第114期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、「天機に参与する」という基本理念に基づき、患者さんへの貢献と持続的な事業成長を果たすべく、当社独自のビジネスモデルに磨きをかけていくことで、「世界の患者さんや眼科コミュニティから信望を集める眼科のリーディングカンパニー」となることを目指しております。

2025年度は、事業環境として変化の多い一年ではありましたが、リジュセアミニ点眼液やセタネオ点眼液など新製品の発売、ジクアスLX点眼液の再出荷、アレジオン類の好調なパフォーマンス等による日本の健闘に加え、アジア・EMEA地域からの貢献もありました。その結果、コア営業利益は期初予想を上回って着地し、EPSは114円となりました。また、昨年4月日本において発売した近視進行抑制点眼剤は、その後ドイツでの発売を皮切りに欧州市場においても展開国を拡大しております。さらに、日本初となる後天性眼瞼下垂治療剤アップニークミニ点眼液0.1%についても、2025年12月に製造販売承認を取得し、2026年5月に発売するなど、中長期成長をけん引する新製品の拡充が進展しております。

これからも、世界中の患者さんや医療現場に価値ある製品・サービスを届けることで、より多くの人々が豊かで幸せな人生を送れる未来の実現に向けて、Santen Commercial Excellenceとしての組織能力をさらに進化させ、患者さん一人ひとりに最適な眼科医療を届けるとともに、患者さん視点に立った医療の向上に継続的に取り組んでまいります。

株主の皆さまのより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



2026年6月

代表取締役社長兼CEO

河原 毅

2025-2029年度中期経営計画

2035年までに目指す姿

“Santen Commercial Excellence” ※を軸に世界の患者さんと眼科コミュニティから信望を集める眼科のリーディングカンパニー

※ 強みの相乗効果を生み、効果的に成果につなげるための組織能力

〈実現に向けた事業の在り方〉

製品価値の最大化による 最適な眼科医療の提供

常に患者さん視点で最適な眼科医療を追求し、正しい治療概念の普及と適切な治療提案により製品の価値を最大化することに努め、国や地域のステークホルダーとの強固な連携を通して多くの患者さんに継続して最適な治療を提供します。

眼科医療の イノベーション

患者さんのアンメットニーズや既存医療の課題を深く理解し、眼科における高い専門性と外部とのオープンな連携を活用することで、未だ治療が確立されていない疾患領域において革新的な製品を、また既存の標準治療にパラダイムシフトをもたらすような製品を提供します。

Santenのビジネスモデル

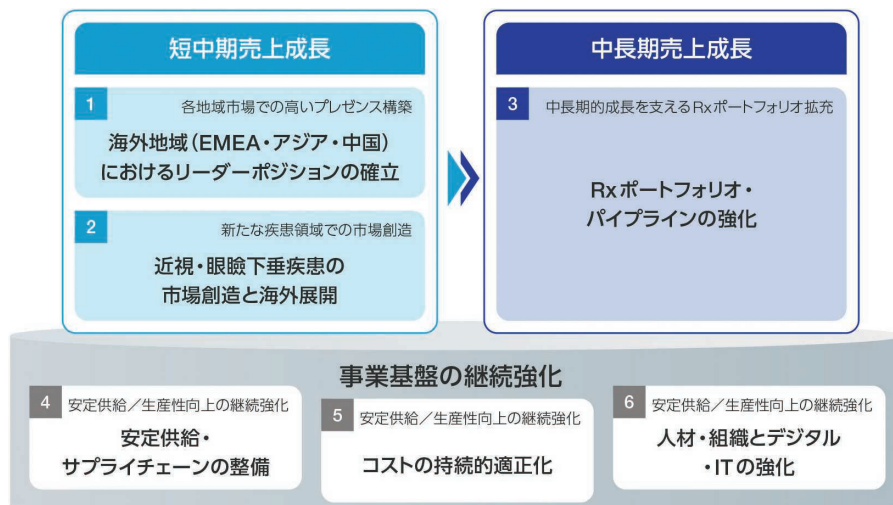


中期経営計画（-2029年度）の成長戦略

Santenのビジネスモデルを全地域でより強化し、市場をリードする企業としての信望を集め、持続的な成長基盤の確立を目指します。



持続的な成長基盤確立に向けた6つのイニシアチブ



株主各位

証券コード：4536

2026年6月1日

(電子提供措置の開始日 2026年5月25日)

大阪市北区大深町4番20号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 伊藤 毅

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.santen.com/ja/ir/stock/meeting>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「参天製薬」又は証券「コード」に「4536」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、**2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 2026年6月23日（火曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
- 2 場 所** 大阪市北区大深町3番1号
グランフロント大阪ナレッジキャピタル コングレコンベンションセンター（北館 地下2階）
- 3 目的事項**
- 報告事項**
1. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第114期（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 株主さまへ送付する書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねており、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査していません。
- 【事業報告】 新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 【連結計算書類】 連結持分変動計算書、連結注記表
- 【計算書類】 株主資本等変動計算書、個別注記表
- (2) 書面（議決権行使書）の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会の流れ

株主総会開催前

事前に議決権を行使する



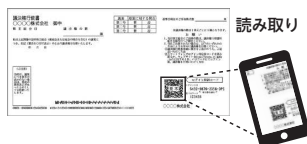
インターネット
による
議決権行使

議決権行使期限：2026年6月22日(月曜日)午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法
(スマートフォン・タブレット等から)

同封の議決権行使書(副票)に記載されたQRコードを読み取り後、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「ログインID」「パスワード」を
入力する方法

- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://evote.tr.mufg.jp/>
- ② 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、ログイン。
- ③ 画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。



書面による
議決権行使

議決権行使期限：2026年6月22日(月曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示ください。なお、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

ご注意事項

- 書面(議決権行使書)の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用(インターネット接続料金・通信料金等)は株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権の行使は、2026年6月22日(月曜日)午後5時30分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。
- パスワードの取扱い
 - 1.株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - 2.パスワードは議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねますのでご了承ください。

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関する
お問合せ先(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会当日

ライブ配信 視聴案内

ライブ配信を視聴する

5～6頁

■ 配信日時

2026年6月23日（火曜日）

午前10時から株主総会終了時刻まで
※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前
（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

株主さま専用サイト「Engagement Portal」
からご登録・ご視聴いただけます。
<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



ご来場する 場合

株主総会会場のご案内

巻末「株主総会会場ご案内図」

■ 場所

グランフロント大阪
ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター
（北館地下2階）

■ 日時

2026年6月23日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

当日ご出席の株主さまは、議決権行使書用紙
を、株主総会会場受付にご提出ください。

株主総会終了後



オンデマンド配信案内

株主総会終了後、当社ウェブ
サイトにて公開予定です。
（公開期間）
2026年7月～9月末迄



決議結果

議決権行使の最終集計結果
を当社ウェブサイトにて開示
します。

■ 当社ウェブサイト

下記リンクよりアクセス
ください。



[https://www.santen.com/ja/ir/
stock/meeting](https://www.santen.com/ja/ir/stock/meeting)

インターネットによる事前質問及びライブ配信のご案内

株主さま専用サイト「Engagement Portal」にて、本株主総会の目的事項につきまして、株主さまから事前にご質問をお受けいたします。また、当日ご来場いただけない株主の皆さまがご視聴いただけるように、「Engagement Portal」上で株主総会の模様をライブ配信いたします。

株主さま専用サイト「Engagement Portal」のアクセス方法ご案内

株主さま専用サイト「Engagement Portal」 <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

QRコードの読み取りによりログインする場合

<< 議決権行使書裏面（イメージ） >>



議決権行使書の裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取りログインする場合、ログインIDとパスワードの入力を省略してログインいただくことが可能です。

ログインID・パスワードによりログインする場合

<< 株主さま認証画面（ログイン画面） >>



株主さま専用サイト「Engagement Portal」へアクセス

- ① 同封の議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力
- ② 利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェック
- ③ 「ログイン」ボタンをクリック

事前ご質問の受付について

■ 事前のご質問受付期間 2026年6月15日（月曜日）午後5時30分まで

本サイトに関する
お問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-676-808（通話料無料／受付時間 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

■ 事前のご質問ご登録方法

- ① [Engagement Portal] にログイン後、画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② 画面の案内に従い、ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約にご同意のうえ、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。
※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主さまのご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日にご回答させていただく予定です。
- ④ なお、頂戴したご質問全てに必ずご回答することをお約束するものではありません。また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、併せてご了承ください。

ライブ配信のご視聴方法

1. 配信日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

2. ご視聴方法

株主総会当日に [Engagement Portal] へログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約にご同意のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

■ ご留意事項

- ① ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、上記の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権につきましては、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送による事前のご行使をお願い申し上げます。
- ② ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ③ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ④ ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。
- ⑤ ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の最重要事項の1つと位置付けており、累進配当を継続することで利益成長に伴う増配により直接還元を行うとともに、機動的な自社株買いを通じた利益還元も実施します。

当期の期末配当

当期の期末配当は、1株につき19円といたしたく存じます。

これにより、中間配当金（1株につき19円）を含めました年間配当金は、前期に比べて2円増配の1株につき38円となります。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金19円 総額 6,112,437,769円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。

取締役会の監督機能及び議論の質を一層高めるため、ライフサイエンス事業や医療現場への深い理解とグローバル経営の知見を有する社外取締役を新たに迎える観点から、社外取締役1名を増員することといたしました。

これにより、取締役7名の選任をお願いしたく存じます。

なお、取締役候補者の選任については、独立社外取締役が過半を占め、かつ独立社外取締役が委員長を務める任意の指名委員会において十分な審議を行い、その答申を踏まえて取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	伊藤 毅	再任 代表取締役社長兼CEO
2	中島 理恵	再任 取締役 執行役員COO
3	栗原 逸平	再任 取締役 執行役員 日本事業統括兼事業開発担当
4	伊香賀 正彦	再任 社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
5	菊岡 稔	再任 社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
6	黒田 由貴子	再任 社外取締役候補者 独立役員 社外取締役
7	植草 徹也	新任 社外取締役候補者 独立役員 —

株主総会参考書類

候補者番号

1

いとう
伊藤

たけし
毅

生年月日 1959年7月16日

再任



在任年数

9年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

所有する当社株式の数

110,472株

略歴、地位、担当

1982年4月 当社入社
1999年7月 当社 事業開発本部事業開発室長
2001年5月 当社 研究開発戦略統括部企画室長
2002年12月 当社 研究開発本部研究開発統括部長
2007年4月 当社 サージカル事業部長
2012年4月 当社 執行役員 医薬事業部医薬営業統括部長
2014年4月 当社 常務執行役員 医薬事業部長
2016年4月 当社 専務執行役員 日本事業担当兼医薬事業部長
2017年6月 当社 取締役
2019年4月 当社 日本事業統括兼眼科事業部長
2022年4月 当社 代表取締役副社長
2022年9月 当社 代表取締役社長兼CEO（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者の選任理由

伊藤毅氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、研究開発、サージカル事業、医薬事業、日本事業を経て、2022年9月より代表取締役社長兼CEOとして経営全般の指揮を執り、持続的な企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営し、各取締役の理解を得て、取締役会の意思決定と監督における実効性向上に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 なかじま

2

中島

りえ
理恵

生年月日 1977年12月12日

再任



在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

所有する当社株式の数

59,843株

略歴、地位、担当

- 2000年4月 トヨタ自動車株式会社入社
- 2008年8月 ポストン・コンサルティング・グループ入社
- 2011年8月 MSD株式会社入社
- 2015年1月 同社 循環器脂質・動脈硬化領域マーケティング統括部長
- 2016年6月 同社 執行役員 経営戦略部門統括兼長期収載品事業担当
- 2017年1月 同社 執行役員 経営戦略・コマーシャルエクセレンス部門統括兼長期収載品事業担当
- 2018年1月 同社 執行役員 経営戦略・コマーシャルエクセレンス部門統括兼長期収載品事業担当兼流通担当
- 2019年1月 MSD台湾 社長
- 2020年11月 Merck & Co., Inc. バイスプレジデント オルガノン ストラテジー・イノベーションリード
- 2021年6月 Organon & Co. バイスプレジデント ストラテジー・イノベーションリード
- 2023年3月 当社入社 執行役員COO
- 2023年6月 当社 執行役員COO兼北米事業統括
- 2024年4月 当社 執行役員COO兼中国事業統括
- 2024年6月 当社 取締役 執行役員COO（現任）

重要な兼職の状況

Santen Holdings U.S. Inc. 取締役

Santen Inc. 取締役

参天投資（中国）有限公司 董事長兼総経理

参天製薬（中国）有限公司 董事長兼総経理

取締役候補者の選任理由

中島理恵氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、2024年6月から取締役 執行役員COOとして企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類

候補者番号

くりはら
3 栗原

いっぺい
逸平

生年月日 1981年1月2日

再任



在任年数

2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

所有する当社株式の数

21,075株

略歴、地位、担当

- 2005年4月 株式会社サイバード入社
- 2008年3月 A.T.カーニー株式会社入社
- 2013年4月 株式会社ハイコンサルティンググループ（現 コーン・フェリー・ジャパン株式会社）入社
- 2015年4月 当社入社
- 2018年4月 当社 サージカル事業部サージカル開発・戦略統括部統括部長
- 2019年4月 当社 日本事業戦略企画統括部統括部長
- 2021年4月 当社 執行役員 眼科事業部 マーケティング統括部長
- 2022年9月 当社 執行役員 日本事業統括兼眼科事業部長兼マーケティング統括部長
- 2024年4月 当社 執行役員 日本事業統括
- 2024年5月 当社 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジー
- 2024年6月 当社 取締役 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジー
- 2025年10月 当社 取締役 執行役員 日本事業統括兼事業開発担当（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者の選任理由

栗原逸平氏につきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解するとともに、2024年6月から取締役 執行役員 日本事業統括兼グローバル コマーシャル ストラテジーとして、2025年10月から取締役 執行役員 日本事業統括兼事業開発担当として、企業価値向上に貢献しております。また、取締役会では、議案全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献することにより、取締役会の意思決定に寄与しております。これらのことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

い かが

まさ ひこ

4

伊香賀

正彦

生年月日 1955年5月14日

再 任

社外取締役
候補者

独立役員



在任年数

2年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

- 1979年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1988年3月 公認会計士登録
- 1988年5月 等松トウシュロスコンサルティング株式会社（現 アビームコンサルティング株式会社）取締役
- 1990年5月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）パートナー
- 1993年4月 トーマツコンサルティング株式会社（現 合同会社デロイト トーマツ）取締役
- 2000年3月 同社 代表取締役社長
- 2010年10月 同社 取締役会長
- 2013年11月 有限責任監査法人トーマツ CSO
- 2016年3月 同監査法人パートナー退任
- 2016年4月 伊香賀正彦公認会計士事務所 代表（現任）
- 2016年5月 プラジュナリンク株式会社 代表取締役（現任）
- 2016年6月 森永乳業株式会社 社外監査役
- 2017年3月 ヤマハ発動機株式会社 社外監査役
- 2017年6月 リョービ株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年6月 当社 社外監査役
- 2024年6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

伊香賀正彦公認会計士事務所 代表
プラジュナリンク株式会社 代表取締役
リョービ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

伊香賀正彦氏につきましては、公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としてグローバル化を推進されるなど幅広い国際経験と見識を有しております。取締役会では、全社的な見地で適切な意見を述べ、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会最終の時をもって2年間であります。

その他特記事項

当社は、伊香賀正彦氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

株主総会参考書類

候補者番号 きく おか

5 菊岡

みのる

稔

生年月日 1962年9月8日

再任

社外取締役
候補者

独立役員



在任年数

2年（本株主総会最終時）

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

2004年9月 日東電工株式会社 経営企画部長兼Nitto Americas社 副社長
2006年4月 同社 メンブレン事業部長兼米Hydranautics社 CEO
2011年7月 同社 経営統括部門 理事
2014年10月 日本電産株式会社（現 ニデック株式会社）常務執行役員
2017年4月 株式会社ジャパンディスプレイ入社
2019年5月 同社 常務執行役員CFO
2019年9月 同社 代表取締役社長兼CEO
2020年8月 同社 代表執行役社長兼CEO
2021年1月 いちごアセットマネジメント株式会社 シニアアドバイザー
2022年3月 アステラス製薬株式会社 専務担当役員CFO
2023年4月 いちごアセットマネジメント株式会社 シニアアドバイザー
2024年6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

菊岡稔氏につきましては、複数のグローバル組織でCFOやCEOとしてリーダーシップを発揮されるなど財務・会計や企業経営に関する幅広い知識・経験を有しております。取締役会では当社のグローバルな事業展開等に対して適切な意見を述べ、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会最終の時をもって2年間でありませぬ。

その他特記事項

当社は、菊岡稔氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

候補者番号 くらだ
6 **黒田**

ゆきこ
由貴子

生年月日 1963年9月24日

再任

社外取締役
候補者

独立役員



在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

10/10回（100%）

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当

1986年4月 ソニー株式会社入社
1991年1月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役
2010年6月 アステラス製薬株式会社 社外監査役
2011年3月 株式会社シーエーシー（現 株式会社CAC Holdings）社外取締役
2012年4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 取締役・ファウンダー
2013年6月 丸紅株式会社 社外取締役
2015年6月 三井化学株式会社 社外取締役
2018年6月 株式会社セブン銀行 社外取締役
2018年6月 テルモ株式会社 社外取締役
2022年6月 株式会社大林組 社外取締役（現任）
2022年8月 日本オラクル株式会社 社外取締役（現任）
2024年4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 顧問・ファウンダー（現任）
2025年4月 積水ハウス株式会社 社外取締役（現任）
2025年6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 顧問・ファウンダー
株式会社大林組 社外取締役
日本オラクル株式会社 社外取締役
積水ハウス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

黒田由貴子氏につきましては、会社経営に携わった豊富な経験とグローバル人材の育成における幅広い経験と知見を有しております。取締役会では、企業経営の経験者としての視点及びグローバル人材の育成やサステナビリティにおける豊富な見識等に基づき、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献されていることから、社外取締役として適任であり、引き続き選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間であります。

その他特記事項

- ・当社は、黒田由貴子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
- ・黒田由貴子氏の戸籍上の氏名は、松本由貴子です。

株主総会参考書類

候補者番号

うえくさ

7

植草

てつや
徹也

生年月日 1964年3月5日

新任

社外取締役
候補者

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当

1986年4月 株式会社電通（現 株式会社電通グループ）入社
1996年11月 ポストン・コンサルティング・グループ入社
2005年7月 同社 マネージング・ディレクター&パートナー
2015年7月 同社 マネージング・ディレクター&シニア・パートナー（現任）

重要な兼職の状況

ポストン・コンサルティング・グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー

社外取締役候補者の 選任理由及び 期待される役割

植草徹也氏につきましては、当社事業への基礎的理解に不可欠なライフサイエンス事業と医療現場・患者様理解において深い見識を有しております。また、グローバル経営にも精通しており、同氏にはこれまでの長年のコンサルティング業界における豊富な見識と併せ、取締役会において適切な意見を述べる事が期待できることから、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

その他特記事項

- ・植草徹也氏は、現在ポストン・コンサルティング・グループのマネージング・ディレクター&シニア・パートナーを務めており、同社と当社の間には取引関係がありますが、2025年度の取引額は双方から見て連結売上高の1%未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
- ・当社は、本議案において植草徹也氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員となることを東京証券取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち伊香賀正彦、菊岡稔、黒田由貴子及び植草徹也の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
黒田由貴子氏が2022年6月から社外取締役を務めております株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」にて2024年10月4日に発生した労働災害に関し、同社社員が所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたことについて、同社及び同社社員2名が、2026年3月24日付で鯉沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けました。同氏は、同社の社外取締役として在任中、本事実の発生以前から取締役会での報告等を通じて、各取締役の業務執行状況及び内部統制システムの運用状況を監視、監督するなど、法令違反等の予防を行っておりました。また、当該事象判明後は、再発防止に向けた実効性のある取り組みを行うよう提言しており、その職責を十分に果たしております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である伊香賀正彦、菊岡稔及び黒田由貴子の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。また、社外取締役候補者である植草徹也氏につきましても、本議案において同氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。
本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した場合は、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は任期中に更新される予定です。

取締役及び監査役候補者の選任にあたっての方針及び手続

①取締役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しております。指名委員会の審議におきましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としております。

②監査役候補者の選任

当社は、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しております。監査役会が同意するにあたりましては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解したうえで、別途開示しておりますスキルマトリックスに記載のとおり、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹、会計又は経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識並びに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としております。

社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社は、「独立性」を有すると判断するための基準について、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、コーポレート・ガバナンスの一層の強化並びに経営の透明性及び客観性の向上の観点から、社外取締役及び社外監査役（以下、あわせて「社外役員」という）と当社及び当社の関係会社（以下、あわせて「Santenグループ」という）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めております。

- ①過去、Santenグループの取締役、監査役又は従業員でないこと（但し、独立役員を除く）。
- ②過去3年以内に、個人又は法人を問わず、Santenグループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家でないこと。
- ③過去3年以内にSantenグループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、Santenグループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- ④Santenグループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、又は当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- ⑤Santenグループのメインバンク、主幹事証券会社又は主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- ⑥Santenグループの役員（但し、独立役員を除く）、又は上記①～⑤のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- ⑦その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項又は社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

取締役会実効性評価結果

当社の取締役会は、取締役会の役割・機能をさらに向上させることを目的に、2025年度の実効性について評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

(評価方法)

まず、以下の項目について取締役・監査役に対する評価アンケートを実施いたしました。設問毎に4段階で定量評価するとともに、自由記述コメントも記入する方式としております。そのうえで、アンケートでの回答内容をさらに深く理解するため、取締役及び監査役全員への個別インタビューを行い、これらを踏まえて2026年2月と3月に開催された取締役会において評価結果を議論いたしました。

〔アンケートにおける大項目〕

1. 取締役会の構成と運営
2. 経営戦略と事業戦略
3. 企業倫理とリスク管理
4. 業績モニタリングと経営陣の評価報酬
5. 株主等との対話

この実効性評価の実施、分析においては、第三者機関の支援を得ることで評価の質的向上を図っております。

(結果の概要)

評価の結果、2025年度においても、当社取締役会は総じて実効性高く機能していることが確認されました。アンケート全項目を通じて「できている」「概ねできている」との評価が9割を超えるに至り、項目毎に見ますと、前年に引き続き取締役会の構成と運営が良好で、企業倫理とリスク管理の進展が特に評価されました。

また、前年度の実効性評価において抽出された、指名及び幹部報酬に関する取締役会での議論の実効性向上、中期経営計画の実行段階における重要施策のモニタリング強化といった課題についても、2025年度において着実な進展が見られました。

具体的には、指名・幹部報酬に関する審議において、各委員会での検討内容や背景説明を取締役会へより前広に共有する運営が定着しつつあり、取締役会において提案背景等のより深い理解と議論の実効性向上につながっております。モニタリング面では、製品供給戦略に関する戦略審議委員会での密度の濃い検討、デジタル・IT分野での生成AI活用推進・高度化及び情報セキュリティ確保に向けた取り組みの進捗確認等、持続的な企業価値向上の進捗状況や課題を踏まえた議論を継続することができております。

一方、今回の評価では、あらためて、当社取締役会は意思決定と監督を両輪とすることの認識共有が図られ、そのうえで、当社取締役会は、当社独自の中長期的なビジネスモデルを社会課題解決と企業価値向上につなげていくストーリーの構築、その実現に向けた重要戦略の検討と執行状況の監督を中心機能としていくことが確認されました。今後、研究開発、人材戦略といった個々のテーマ検討に際しても、取締役会の果たすべき中長期的な観点からの議論を充実させ、企業価値向上につなげてまいります。

(今後の取り組み)

以上の結果を受けまして、以下の取り組みを推し進め、取締役会の役割・機能をさらに向上させてまいります。

- ・ 中長期戦略と個別案件とをつなぐ議論の充実
当社ビジネスモデルを社会課題解決と企業価値向上につなげるという、さらなる高みを目指して、研究開発・事業開発といった個々の案件を、戦略全体像をより一層意識して審議するようにいたします。具体的には、次のとおりです。
 - 戦略審議委員会での中長期的研究開発パイプライン戦略議論の質量両面の充実を図り、取締役会全体としての戦略の解像度を向上
 - 中期経営計画にそったパイプラインモニタリング項目の設定と、その進捗管理
 - 個別案件の位置付けや進捗状況について、中期経営計画に対する影響（売上、利益、キャッシュアロケーション等）という観点のレビューの徹底
- ・ 持続的な企業価値向上に向けた人的施策の展開とモニタリング
人材に関する取り組みは、これまでも事業戦略を実現するためのものと位置付けて遂行しており、各種制度を整備し施策を展開してきました。それらの中長期的に継続かつ再現させるべく、次の取り組みを進め、またモニタリングしてまいります。
 - 指名委員会策定のCEO選定プロセスの取締役会への共有、議論
 - 重要職位のサクセッションプランニング、評価制度の適宜見直し、エンゲージメント向上、育成を見据えた採用・人材確保といった基盤整備を進めつつ、それらの基盤施策が目指すべき人材像にどのようにつながるのか、当社としての人的資本経営のストーリーの一層の明確化

今年度は、上述を主な取り組み課題として、取締役会の実効性を向上させてまいります。

当社は、内外の変化に対応し継続的に企業価値を高めるためには、取締役会をはじめとするガバナンスの向上が不可欠と考えております。本評価結果に基づき、引き続き取締役会機能の向上に取り組めます。

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な企業価値向上に向けた実効性のあるガバナンス体制を確立するにあたり、①取締役会において取締役及び監査役が、経営戦略の妥当性及び実現にあたってのリスク等を多面的に審議するとともにその執行状況を適切に監督すること、②監査役が、取締役の職務執行について、適法性の観点に加え意思決定プロセスの妥当性・ガバナンスの有効性も視野に入れた監査を行い、取締役会と執行部門の機能強化への提言を行うこと、の両面を重要と考えています。

また、当社は昨年策定した中期経営計画のもと、眼科領域に特化したグローバルカンパニーとして、高い確度での製品開発と収益の確保により堅実なグローバル成長を追求し、製品価値の最大化による最適な眼科医療の提供と眼科医療のイノベーションを実現していきます。

当社は、取締役・監査役に関し、当社基本理念へ共鳴し、上述の方向性と合致する人材を求め、その際、下表の知識・経験・能力を特に重要と考えております。基軸となるライフサイエンス事業、グローバルな視点及び適切な経営管理に加え、サステナビリティに関する領域等にも力点を置き、多角的な観点で経営に助言、監督が行えるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる人材を登用することでバランスと多様性を確保し、性別、年齢、国籍、人種又は民族等の区別を設けず、人物本位を重視しています。また、取締役会・監査役会ともに、議論の客観性、監査の独立性・中立性を高めるため、その過半数を社外役員により構成しています。

	取締役・監査役 (現任・候補者含む)	企業経営	ライフサイエンス事業	医療現場・患者様理解	グローバルリーダーシップ	財務・会計	法務・リスク管理	サステナビリティ
取締役	伊藤 毅 (代表取締役) 再任	●	●	●				
	中島 理恵 (取締役) 再任		●		●			●
	栗原 逸平 (取締役) 再任		●	●				
	伊香賀 正彦 (社外取締役) 再任	●				●	●	
	菊岡 稔 (社外取締役) 再任	●			●	●		
	黒田 由貴子 (社外取締役) 再任	●				●		●
	植草 徹也 (社外取締役) 新任		●	●	●			
監査役	井阪 広 (常勤監査役)		●	●				
	朝谷 純一 (社外監査役)		●			●	●	
	穂高 弥生子 (社外監査役)				●		●	●
	宗像 雄一郎 (社外監査役)					●	●	●

各人保有スキルのうち、とりわけ強みのあるもの／当社事業との関連性が強いものを2～3個（最大3個）記載しています。

政策保有株式に対する考え方

当社は、投資有価証券全体の保有限度額を設定しており、その範囲内において、事業展開上必要不可欠なパートナーの株式に限定して政策保有株式を保有しています。また、少なくとも年に1回、取締役会において、保有限度額以内となっているかどうか、また、個別の政策保有株式について、当社との事業関係の強化のつながりがあることによる保有の便益が投資株式の保有を通じた投資額や投資リスクを踏まえてもなお優先されるべきものであるかを検証し、保有を見直すべきと判断された銘柄は、売却を実施しています。

なお、2025年度は2銘柄の全株式の売却を実施し、売却後、純資産に占める政策保有株式の割合は3.7%となりました。純資産に占める割合は、2024年度の割合から増加しておりますが、これは保有している上場株式の株価上昇によるものです。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 経営の基本方針

Santenグループ^{*}は、眼科領域に特化したグローバル製薬企業として、世界中の人々が「見る」ことを通じて、より豊かで幸せな人生を送れるよう、目の健康の維持・向上に取り組んでいます。1890年に日本・大阪で創業して以来、135年以上にわたり、眼科領域における医薬品及び医療機器の研究開発・製造・販売を通じて、世界中の人々の目の健康をサポートしてきました。Santenグループは眼科領域を専門とし、緑内障、ドライアイ、感染症、アレルギー、加齢黄斑変性、近視など、幅広い疾患領域に対応する製品ポートフォリオを有しています。現在、Santenグループの製品とサービスは世界60以上の国・地域で提供されています。「天機に参与する」という基本理念のもと、Santenグループは、眼科の専門性と患者さん中心の姿勢を大切に、「Happiness with Vision」の実現に向けて取り組んでいます。

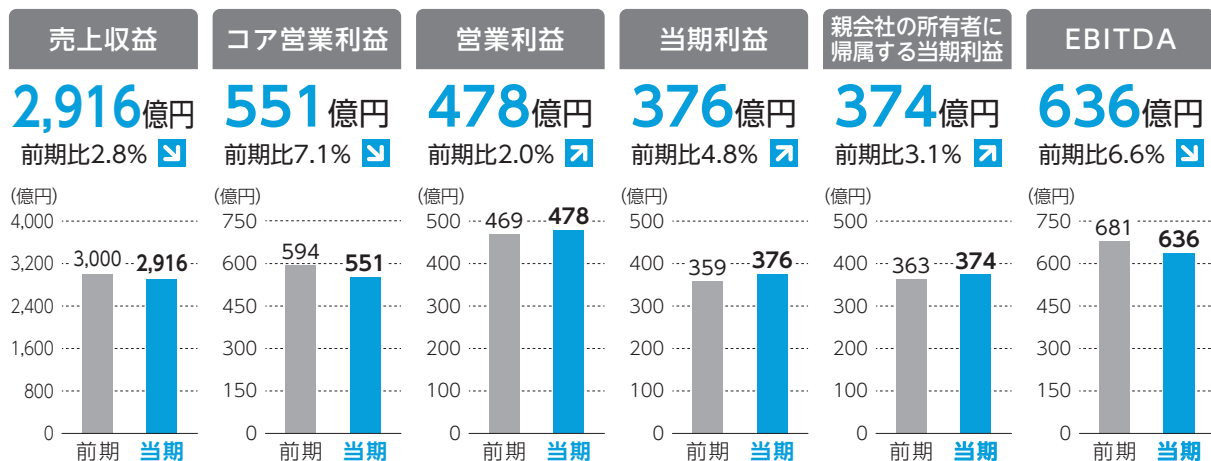
※当社（Santen）及び当社の関係会社

(2) 事業の経過及びその成果

①業績の状況

(単位：億円)

	前 期	当 期	対前期増減率
売 上 収 益	3,000	2,916	△2.8%
コ ア 営 業 利 益 ^{* 1}	594	551	△7.1%
営 業 利 益	469	478	2.0%
当 期 利 益	359	376	4.8%
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益	363	374	3.1%
E B I T D A ^{* 2}	681	636	△6.6%



2025年度地域別売上収益

上段：金額

下段：対前期増減率、() は為替影響を除いた対前期増減率

(単位：億円)

	日本	中国	アジア	EMEA	その他	合計
医療用医薬品	1,289 △13.3%	299 1.3%	321 13.9%	743 6.2%	4 △10.5%	2,656 △4.0%
	(-)	(1.3%)	(15.2%)	(△1.1%)	(△12.1%)	(△5.7%)
一般用医薬品	114 7.1%	0 △98.7%	8 1.7%	-	-	122 5.1%
医療機器	49 11.0%	0	2 56.8%	58 33.5%	11 16.1%	119 22.3%
その他	17 1.1%	0 △64.4%	1 124.6%	-	-	19 1.2%
合計	1,468 △11.2%	300 0.5%	333 14.0%	801 7.8%	15 7.6%	2,916 △2.8%
	(-)	(0.6%)	(15.2%)	(0.4%)	(9.6%)	(△4.5%)

(注) 外部顧客に対する売上収益を表しています。

顧客の所在地をもとに国又は地域に分類しています。なお、アジアには中国を含んでいません。

2025年度より香港を「アジア」から「中国」に変更しています。

EMEAは、欧州、中東及びアフリカです。

〔売上収益〕

薬価改定等の影響がありましたが、新製品や主力製品拡大に注力した結果、前期と比べ2.8%の減少にとどめ、2,916億円となりました。

■ 日本

売上収益 **1,468** 億円 (前期比11.2% )

1%台後半の薬価改定、主力品の市場拡大再算定や後発医薬品の参入、2024年10月から導入された後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養制度の影響等がありましたが、2025年4月に販売を開始したリジュセアミニ点眼液0.025%、2025年5月に販売を開始したアイリーア8mg硝子体内注射用キット114.3mg/mL、アレジオン眼瞼クリーム0.5%、2025年12月より出荷を再開したジクアスLX点眼液3%等の主力製品の拡大に注力した結果、前期と比べ11.2%の減少にとどめ、1,468億円となりました。そのうち、一般用医薬品（中国、アジア除く）の売上収益は前期と比べ7.1%増加し、114億円となりました。

■ 中国

売上収益 **300** 億円 (前期比0.5% )

流通在庫水準調整の影響はあったものの、円換算ベースで前期と比べ0.5%増加し（為替影響を除いた成長率は+0.6%）、300億円となりました。なお、当期より香港を「アジア」から「中国」に変更しており、対前期増減率の算定においてもこの変更を反映しています。

■ アジア（中国除く）

売上収益 **333** 億円 (前期比14.0% )

韓国や東南アジア地域で緑内障やドライアイ製品が堅調に推移、またVEGF阻害剤ベオビュ®及びルセンチス®について、韓国における独占的な流通及び販売促進権に関する契約締結の影響もあり、円換算ベースで前期と比べ14.0%増加し（為替影響を除いた成長率は+15.2%）、333億円となりました。

■ EMEA^{※3}

売上収益 **801** 億円 (前期比7.8% )

緑内障とドライアイのリーダーシップポジション確立に注力した結果、円換算ベースで前期と比べ7.8%増加し（為替影響を除いた成長率は+0.4%）、801億円となりました。

〔コア営業利益〕

売上総利益は、前期と比べ0.8%減少し、1,697億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期と比べ1.7%増加し（為替影響を除いた対前期増減率は△0.9%）、890億円となりました。

研究開発費は、前期と比べ6.1%増加し（為替影響を除いた対前期増減率は+4.5%）、256億円となりました。

以上により、コアベースでの営業利益は、前期と比べ7.1%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△7.9%）、551億円となりました。

〔営業利益〕

コアベースから調整されたノンコア費用として、合理化に関する費用が前期に販売費及び一般管理費に4億円発生し、当期に販売費及び一般管理費に5億円、研究開発費に6億円それぞれ発生しました。

製品に係る無形資産償却費は、前期と比べ0.4%減少し（為替影響を除いた対前期増減率は△1.8%）、88億円となりました。これは主に、2014年にMerck & Co., Inc. (米国) から譲り受けた眼科製品、2019年より欧州で販売を開始した「プリザーフロ マイクロシャント」、2015年より欧州で販売を開始した「Ikervis (アイケルビス)」及び、2023年より欧州で、2024年よりアジアで販売を開始した「Rocklatan / Roclanda (ロクラタン/ロ克蘭ダ)」に関するものです。

その他の収益は、70億円となりました。これは主に、在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を純損益に振り替えたことによるものです。

その他の費用は、44億円となりました。これは主に、フックス角膜内皮ジストロフィを対象とするSTN1010904*（一般名：シロリムス）及びマイボーム腺機能不全を対象とするSTN1010905（一般名：シロリムス）の製品に係る無形資産について、開発中止に伴い収益が見込めなくなったため減損損失を計上したことによるものです。（*開発コード（STN1010904）は、第Ⅱ相試験終了時に当社が独占的实施権を獲得した後に附番を予定していたコードです。）

これらにより、IFRS（フル）ベースの営業利益は前期と比べ2.0%増加し（為替影響を除いた対前期増減率は+1.5%）、478億円となりました。

〔当期利益〕

金融収益は、16億円となりました。

金融費用は、20億円となりました。

法人所得税費用は、前期から17億円減少し、99億円となりました。これは主に、課税所得の減少によるものです。

これらにより、当期利益は前期と比べ4.8%増加し、376億円となりました。

【親会社の所有者に帰属する当期利益】

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期と比べ3.1%増加し、374億円となりました。売上収益に対するその比率は12.8%となりました。

- ※1 Santenグループでは2015年3月期のIFRS適用を機に、IFRSによる業績（「IFRS（フル）ベース」）から一部の収益及び費用を控除した「コアベース」での財務情報を事業活動自体の収益性を示す指標として開示しています。IFRS（フル）ベースによる業績から以下の収益及び費用（ノンコア収益及びノンコア費用）を控除し、コアベースの業績を算出しています。
 - ・製品に係る無形資産償却費
 - ・その他の収益
 - ・その他の費用
 - ・企業買収に係る費用、並びに再成長のための生産性向上及び合理化等に係る費用
- ※2 EBITDA = [営業利益] - [その他の収益] + [その他の費用] + [減価償却費] で算出しています。
- ※3 欧州、中東及びアフリカです。

②その他の活動状況

【研究開発活動】

<緑内障・高眼圧症領域>

プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 誘導体及び β 遮断剤の配合剤STN1011101（DE-111A、一般名：タフルプロスト／チモロールマレイン酸塩）は、中国で2025年8月に発売しました。

EP2受容体作動薬STN1011702（一般名：オミデネパグ イソプロピル）は、中国で2024年11月から第Ⅲ相試験を実施しています。

FP/EP3受容体作動薬STN1012600（DE-126、一般名：セペタプロスト）は、米国で2021年12月に追加の第Ⅱ相試験を終了しました。日本では2025年10月に発売しました。欧州では第Ⅱ相試験（探索的試験）を終了しました。

プロスタグランジン $F_{2\alpha}$ 誘導体の乳化点眼剤STN1013001（DE-130A、一般名：ラタノプロスト）は、アジアで2024年11月に販売承認を申請しました。欧州ではスペインなどで2024年8月に発売しました。

ROCK阻害剤STN1013900（AR-13324、一般名：ネタルスジルメシル酸塩）は、日本でROCK/NET阻害剤として2025年7月に製造販売承認を申請しました。欧州では販売承認を取得

しており、スウェーデンなどで2023年2月以降販売しています。アジアでは順次販売承認を取得しており、韓国で2024年11月に発売しました。

ROCK阻害剤及びプロスタグランジンF_{2α}誘導体の配合剤STN1014000（PG-324、一般名：ネタルスジルメシル酸塩／ラタノプロスト）は、欧州で販売承認を取得しており、ドイツなどで2023年1月以降販売しています。アジアでは順次販売承認を取得しており、シンガポールで2025年3月に発売しました。

ROCK阻害剤及びプロスタグランジンF_{2α}誘導体の配合剤STN1014003（一般名：ネタルスジルメシル酸塩／ラタノプロスト）は、日本で2025年2月から第Ⅲ相試験を実施しています。

<角結膜疾患（ドライアイを含む）領域>

春季カタルを対象とするSTN1007603（DE-076C、一般名：シクロスポリン）は、既に承認・販売されている欧州、アジアに続き、中国で2025年12月に発売しました。

ドライアイを対象とするSTN1014100（一般名：オロダテロール塩酸塩）は、日本で2025年5月に後期第Ⅱ相試験を開始しました。

アレルギー性結膜炎を対象とするSTN1014101（一般名：オロダテロール塩酸塩）は、日本で2026年3月に第Ⅰ相／前期第Ⅱ相試験を開始しました。

フックス角膜内皮ジストロフィを対象とするSTN1010904（一般名：シロリムス）は、前期第Ⅱ相試験のデータ解析の結果、開発を中止しました。

マイボーム腺機能不全を対象とするSTN1010905（一般名：シロリムス）は、追加の前期第Ⅱ相試験のデータ解析の結果、開発を中止しました。

アレルギー性結膜炎を対象とする眼瞼クリーム製剤STN1011402（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、日本で2024年5月に発売しました。中国では2026年1月に第Ⅲ相試験を開始しました。アジアでは、韓国で2026年3月に販売承認申請を取下げました。

アレルギー性結膜炎を対象とする1日2回点眼の高用量製剤STN1011403（一般名：エピナスチン塩酸塩）は、中国で2025年3月に販売承認を申請しました。

翼状片を対象とするSTN1014200（CBT-001、一般名：ニンテダニブ）は、日本で2025年11月に後期第Ⅱ相試験を開始しました。

<屈折異常領域>

小児における近視を対象とするSTN1012700 (DE-127、一般名：アトロピン硫酸塩) は、日本で2025年4月に発売しました。中国では2022年6月から第Ⅱ／Ⅲ相試験を実施しています。アジアでは2025年7月に販売承認を申請しました。

小児における近視を対象とするSTN1012701 (SYD-101、一般名：アトロピン硫酸塩) は、欧州ではドイツで2025年7月に発売しました。

<網膜疾患領域>

糖尿病黄斑浮腫を対象とするSTN1014300 (RC28-E、一般名：eflimrufusp alfa) は、導入元であるRemeGen Co., Ltd. (中国) により中国で2025年9月に販売承認を申請しました。

滲出型加齢黄斑変性を対象とするSTN1014301 (RC28-E、一般名：eflimrufusp alfa) は、導入元であるRemeGen Co., Ltd. (中国) により中国で第Ⅲ相試験が実施されています。

<その他の領域>

眼瞼下垂を対象とするSTN1013800 (一般名：オキシメタゾリン塩酸塩) は、日本で2025年12月に製造販売承認を取得しました。欧州では2024年12月から第Ⅲ相試験を実施しています。中国では2024年10月から第Ⅲ相試験を実施しています。

※開発コードの附番方法変更に伴い、新開発コード (STNXXXXXXXX) 及び既存開発コード (DE-XXX) を併記しています。なお、AR-13324及びPG-324はAlcon Inc. (スイス)、SYD-101はSydnexis Inc. (米国)、RC28-EはRemeGen Co., Ltd. (中国)、CBT-001はCloudbreak Pharma Inc. (米国) での開発コードです。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資額は、73億円となりました。日本の製造設備及び研究開発用機器の更新に加え、中国では、拡大を続ける需要に対し、安定供給のための生産能力確保を目的として、現地法人「参天製薬 (中国) 有限公司」の新工場に係る投資を継続しています。今後、見込まれる市場成長に対して、生産キャパシティを構築し、供給能力を確保することで、グローバルでの競争優位を確立し、さらなる事業の成長に繋げていきます。

資金調達については、日本の設備投資を目的として、2026年3月に株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとし、複数の金融機関が参加する総額300億円のシンジケーション方式による実行可能期間付タームローン契約を締結しました。なお、当該資金調達により事業開発活動における投資機会の最大化を追求します。また、当期の借入実行額はありません。

主要臨床プロジェクト状況一覧 (2026年3月31日現在)

疾患領域	効能・効果	開発コード	一般名/化合物名	地域	開発ステージ						
					フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請	承認	発売	
緑内障・高眼圧症	緑内障・高眼圧症	STN1011101 / DE-111A	タフルプロスト / チモロールマレイン酸塩	中国							
	緑内障・高眼圧症	STN1011702	オミデネバグ イソプロピル	中国							
	緑内障・高眼圧症	STN1012600 / DE-126	セバタプロスト	米国							
	緑内障・高眼圧症	緑内障・高眼圧症	STN1013001 / DE-130A (Catioprost)	ラタノプロスト	日本						
					欧州		(探索的試験)				
	緑内障・高眼圧症	緑内障・高眼圧症	STN1013900 / AR-13324	ネタルスジルメシル酸塩	欧州						
					アジア						
緑内障・高眼圧症	STN1014003	ネタルスジルメシル酸塩 / ラタノプロスト	日本								
角結膜疾患 (ドライアイを含む)	春季カタル	STN1007603 / DE-076C	シクロスポリン	中国							
	ドライアイ	STN1014100	オロダテロール塩酸塩	日本		フェーズ2b					
	アレルギー性結膜炎	STN1014101	オロダテロール塩酸塩	日本		フェーズ1/2a					
	アレルギー性結膜炎	STN1011402	エピナスチン塩酸塩	日本							
				中国							
	アレルギー性結膜炎	STN1011403	エピナスチン塩酸塩	中国							
翼状片	STN1014200 / CBT-001	ニンテダニブ	日本		フェーズ2b						
屈折異常	近視	STN1012700 / DE-127	アトロピン硫酸塩	日本							
				中国			フェーズ2/3				
	近視	STN1012701 / SYD-101	アトロピン硫酸塩	欧州							
網膜疾患	糖尿病黄斑浮腫	STN1014300 / RC28-E	eflimrufusp alfa	中国							
	滲出型加齢黄斑変性	STN1014301 / RC28-E	eflimrufusp alfa	中国							
その他	眼瞼下垂	STN1013800	オキシメタゾリン塩酸塩	日本							
				欧州							
				中国							

(4) 対処すべき課題

中期経営計画及び目標とする経営指標

Santenグループは2025～2029年度までの5年間を対象とした新たな中期経営計画を策定し、2025年5月に公表しました。

1. 2035年までに目指す姿と実現に向けた事業の在り方

Santenグループは、長期視点での戦略の展開と収益基盤のさらなる強化を通じた新たな成長軌道への転換を実現すべく、2035年までに目指す姿、及び2029年度までの中期経営計画（2025～2029年度）を策定しました。眼科領域に特化したグローバルカンパニーとして、高い確度での製品開発と確実な収益の確保で堅実なグローバル成長を追求し、製品価値の最大化による最適な眼科医療の提供と眼科医療や患者さんのニーズの深い理解に基づく眼科医療のイノベーションを軸として事業活動を展開します。

2035年までに目指す姿

**“Santen Commercial Excellence” を軸に
世界の患者さんと眼科コミュニティから信望を集める
眼科のリーディングカンパニー**

<Santenグループのビジネスモデル>



2. 成長戦略

2029年度までの5年間において、これまで培ってきた強みを活かして、「Santenグループのビジネスモデル」の展開を全地域でさらに強化します。眼科市場をリードする企業としての信望を集め、持続的な成長基盤を確立するため、6つのイニシアチブを推進します。

<持続的な成長基盤確立に向けた6つのイニシアチブ>

■短中期売上成長

1. 海外地域（EMEA・アジア・中国）におけるリーダーポジションの確立：

日本を含む全地域で市場成長率を上回る収益拡大により、プレゼンスを強化します。日本事業のリーダーポジションを堅持しながら、海外事業の力強い成長により、2029年度の海外事業売上比率は58%を目指します。

2. 近視・眼瞼下垂疾患の市場創造と海外展開：

新領域となる近視・眼瞼下垂におけるRx市場を創出し、医師や医療機関が積極的に治療提供する環境を地域に即して整備します。近視は、「近視進行抑制点眼治療市場」を確立することで、小児の近視患者さんに対して、近視の進行自体を抑制し、近視による日常生活への負担や将来の目の不安を軽減すること、眼瞼下垂は、点眼薬で治療できる疾患として認知向上と新たな治療概念の普及を促進し、非侵襲的な「眼瞼下垂点眼治療市場」の確立を追求します。

■中長期売上成長

3. Rxポートフォリオ・パイプラインの強化：

本中期経営計画期間中の売上へ寄与する現行パイプラインの承認取得早期化やLCM（ライフサイクルマネジメント）を継続推進します。加えて、2030年度以降の持続的な成長につながるRxポートフォリオ・パイプラインの拡充に向け、事業開発のターゲット選定と機能・プロセスを強化すると共に、新たな点眼薬製剤技術の開発や新規モダリティにも挑戦します。

■事業基盤の継続強化

4. 安定供給・サプライチェーンの整備：

新製品の需要増加を見越し、自社生産キャパシティ拡大と生産ネットワーク見直しにより、安定かつ柔軟な供給体制を強化します。

5. コストの持続的適正化：

多角的な原価最適化施策の推進、及び業務プロセス改革によるSG&Aの最適化を徹底します。

6. 人材・組織とデジタル・ITの強化：

基本理念やビジョンを体現し成長に寄与する人材を最重要のアセットと位置付け、能力向上と人材を活かすことができる生産性の高い組織づくりを推進します。中長期での持続的な成長を見据え、デジタルの効果的活用、また全社のIT・セキュリティ基盤の強化により、事業の生産性と安定性を向上します。

3. 2029年度における連結数値目標

■KPI

売上収益	4,000億円
コア営業利益	800億円 (EBITDA:900億円) ¹
ROE	14%以上
EPS成長率	2桁成長 ² (EPS:160円以上)
株主還元	<ul style="list-style-type: none">・ 38円/年を配当下限とし、配当性向40%を目安に増配・ 株価と余資の状況を勘案し、機動的に自社株買いを実施³・ ROE、EPSの更なる上昇を企図

1 参考値

2 2024年度実績－2029年度目標CAGR

3 必要運転資金を450億円と定義し、一定期間留保された余資金を原資に実施

4. 資本配分・株主還元

事業から創出されるキャッシュに加え、運転資金圧縮やグループ内の資金活用、資金需要に合わせた調達を活用により投資余力を最大化し、将来に向けた成長投資として、生産能力拡大に向けた設備増強とイノベーションを生み出す研究開発・事業開発へ優先的に資源を投下します。株主還元については、現在の年間38円の配当を下限値として、累進配当を継続することで利益成長に伴う増配により直接還元を行うとともに、機動的な自社株買いを通じた資本水準の最適化をはかり、ひいては、ROE、EPSの向上を企図します。なお、2026年度においては、年間配当予想を42円としています。

5. サステナビリティ

Santenグループは、社会への貢献と持続的な成長を実現するため、最重要マテリアリティ4つを含む以下の13のマテリアリティを強力に推進します。具体的な取り組みなどについては、今後、ウェブサイトなどを通じて開示していく予定です。

<社会と事業の持続的成長>

- ・ **目の健康に貢献する製品とサービスの創出***
- ・ **製品の品質保証と安定供給***
- ・ **製品の浸透と市場創造***

<事業基盤の強化>

- ・ **Santenで働く価値向上と人・組織の能力強化***
- ・ 高い倫理観を持った事業運営
- ・ 情報開示の透明性
- ・ DE&I (ダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン) の推進
- ・ 人権の尊重
- ・ 持続可能な調達
- ・ 情報セキュリティの確保
- ・ デジタル・トランスフォーメーションの推進
- ・ 気候変動対策
- ・ 環境負荷低減

*最重要マテリアリティ

(5) 財産及び損益の状況
(企業集団の業績及び財産の状況の推移)

区 分	第111期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第112期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第113期 (前連結会計年度) (2024.4.1～ 2025.3.31)	第114期 (当連結会計年度) (2025.4.1～ 2026.3.31)
売 上 収 益 (億円)	2,790	3,020	3,000	2,916
営 業 利 益 (△は損失) (億円)	△31	385	469	478
当 期 利 益 (△は損失) (億円)	△150	267	359	376
基本的1株当たり当期利益 (△は損失)	△38円60銭	72円59銭	103円98銭	114円04銭
資 産 合 計 (億円)	4,212	4,357	4,093	4,230
親会社の所有者に帰属する持分合計 (億円)	2,940	3,061	2,862	2,970

(注) 会社計算規則第120条第1項の規定により、IFRSに準拠して連結計算書類を作成しています。

(当社の業績及び財産の状況の推移)

区 分	第111期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第112期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第113期 (前事業年度) (2024.4.1～ 2025.3.31)	第114期 (当事業年度) (2025.4.1～ 2026.3.31)
売 上 高 (億円)	1,966	1,952	1,881	1,718
経 常 利 益 (億円)	271	313	262	220
当 期 純 利 益 (△は損失) (億円)	△594	187	178	158
1株当たり当期純利益 (△は損失)	△153円18銭	50円88銭	51円03銭	48円18銭
総 資 産 (億円)	2,829	2,718	2,377	2,315
純 資 産 (億円)	1,993	1,875	1,534	1,270

(注) 日本基準に準拠して作成しています。

(6) 主要な事業内容

Santenグループは、医療用医薬品、一般用医薬品及び医療機器の製造及び販売を行っており、その主なものは、次のとおりです。

区 分	主要品名
医療用医薬品	アイリニア類※1、コンソプト配合点眼液、アレジオン類※2、ヒアレイン点眼液、タプロス点眼液、クラビット点眼液、Ikervis (アイケルビス)、ジクアス点眼液※3、タプコム点眼液、エイベリス点眼液
一般用医薬品	サンテFXネオ、ソフトサンティア、サンテFX Vプラス、ヒアレインS、ソフトサンティア ひとみストレッチ、サンテメディカル12、サンテメディカルアクティブ、サンテボーティエ
医療機器	プリザーフロ マイクロシャント、レンティス コンフォート、エタニティ

※1 アイリニア硝子体内注射液、アイリニア硝子体内注射用キット、アイリニア8mg硝子体内注射液、アイリニア8mg硝子体内注射用キット及びアフリベルセプト硝子体内注射用キット「バイエル」を含みます。

※2 アレジオン点眼液、アレジオンLX点眼液、アレジオン眼瞼クリーム、エピナスチン塩酸塩点眼液及びエピナスチン塩酸塩LX点眼液を含みます。

※3 ジクアスLX点眼液を含みます。

(7) 主要拠点など

①当社

本 社	大阪市北区
営業拠点	仙台オフィス（仙台市青葉区）、東京オフィス（東京都中央区）、名古屋オフィス（名古屋市中区）、新大阪オフィス（大阪市淀川区）、広島オフィス（広島市中区）、福岡オフィス（福岡市博多区）、薬粒本部（東京都中央区）
工 場	滋賀プロダクトサプライセンター（滋賀県犬上郡多賀町）、能登工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
研 究 所	奈良研究開発センター（奈良県生駒市）

※ 上記のほか、国内に営業オフィス等を設けています。

②子会社及び関連会社

Santen Holdings U.S. Inc. (米国・エメリービル)	参天投資 (中国) 有限公司 (中国・上海)
Santen Inc. (米国・エメリービル)	参天製薬 (中国) 有限公司 (中国・蘇州)
Santen Holdings EU B.V. (オランダ・アムステルダム)	Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)
Santen SA (スイス・ジュネーブ)	その他27社

(8) 従業員の状況

① Santenグループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,968名	119名増

(注) 従業員数は就業人員数で、派遣社員を除いており、パートタイマーを含んでいます。

② 当社の従業員の状況

従業員数	1,884名
前期末比増減	128名増
平均年齢	43歳10ヶ月
平均勤続年数	15年11ヶ月

(注) 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者及び派遣社員を除いており、社外から当社への出向者及びパートタイマーを含んでいます。

(9) 重要な子会社の状況

会社名 () は所在国を示す	資本金	当社の出資比率 () は間接所有を示す	主要な事業内容
Santen Holdings U.S. Inc. (米国)	24,784千米ドル	(100.0%)	北米子会社統括・管理
Santen Inc. (米国)	8,765千米ドル	(100.0%)	医薬品臨床開発・事業開発
Santen Holdings EU B.V. (オランダ)	50千ユーロ	100.0%	Santen SAの純粋持株会社
Santen SA (スイス)	22,565千スイスフラン	(100.0%)	EMEA地域統括・金融・管理・医薬品製造・販売
参天投資 (中国) 有限公司 (中国)	449,439千元	100.0%	中国グループ会社の投資・資金管理の統括・事業管理業務支援
参天製薬 (中国) 有限公司 (中国)	692,293千元	(100.0%)	医薬品製造・販売・臨床開発
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. (シンガポール)	24,177千 シンガポールドル	(100.0%)	アジア地域統括・管理・医薬品製造・販売

(10) 主要な借入先

借入会社	借入先	借入金残高 (百万円)
参天製薬株式会社	株式会社三菱UFJ銀行	20,000
Santen SA	シンジケートローン	7,336

(注) シンジケートローンはUBS Switzerland AG (旧Credit Suisse (Switzerland) Ltd.) とBNP PARIBAS S.A. NIEDERLASSUNG DEUTSCHLANDを幹事とする複数の貸付人からの協調融資によるものです。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

主要な提携の状況

・技術提携（導入）

提携先	内容
第一三共株式会社（日本）	レボフロキサシンを含有する眼科薬の製造販売
AGC株式会社（日本）	タフルプロストを含有する眼科薬の製造販売
UBE株式会社（日本）	オミデネパグ イソプロピルを含有する眼科薬の開発製造販売
Teleon社（オランダ）	眼内レンズ「レンティス コンフォート」の製造販売
Osmotica社（米国）	成人の後天性眼瞼下垂の治療薬として米国で承認された最初で唯一のオキシメタゾリン塩酸塩点眼剤0.1%であるRVL-1201の日本、中国、その他アジア諸国、北米とEMEA諸国における開発、承認申請、商業化の権利
Alcon社（スイス）	日本・欧州・中国・アジア諸国その他におけるRhopressa®とRocklatan®の権利及び独占の開発・販売
Sydnexis社（米国）	小児における進行性近視の新しい治療薬として開発中の低用量アトロピン製剤SYD-101における欧州、中東、アフリカ地域(EMEA)における独占的販売
Cloudbreak社（米国）	翼状片を適応症として独自に開発しているマルチキナーゼ阻害剤CBT-001の日本、韓国及び、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、インドネシアの東南アジア諸国における開発・製造・販売
RemeGen社（中国）	抗VEGF/FGF二重標的融合タンパク質であるRC28-E硝子体内注射剤の中国本土、台湾、香港、マカオ、韓国、タイ、ベトナム、シンガポール、フィリピン、インドネシア、マレーシアにおける開発、製造、独占販売

・技術提携（導出）

提携先	内容
Bausch & Lomb社（米国）	眼内レンズ「エタニティ」の日本以外の地域の製造販売
Glaukos社（米国）	STN2000100 (DE-128、PRESERFLO MicroShunt (プリザーフロ マイクロシャント)) の米州（北米・中南米）、オーストラリア及びニュージーランドにおける開発・販売提携
Ocuvex社（米国）	緑内障・高眼圧症治療剤OMLONTI®の米国における製造販売
Harrow Health社（米国）	春季カタル治療薬Verkazia®の米国・カナダにおける製造販売、人工涙液Cationorm® Plusのカナダにおける製造販売

・販売提携

提携先	内容
バイエル薬品株式会社（日本）	アフリベルセプト硝子体内注射液の国内独占販売
田辺ファーマ株式会社（日本）※1	持続性・経眼瞼アレルギー性結膜炎治療剤アレジオン®眼瞼クリーム0.5%の共同販売促進
Arctic Vision社（中国）	ぶどう膜炎に伴う黄斑浮腫に対する脈絡膜上腔注入療法のARVN001における台湾、香港、及びマカオを除く中国における独占的販売
Novartis Korea社（韓国）	眼科用VEGF阻害剤ベオビュ®及びルセンティス®の韓国における独占的流通及び販売促進

※1 田辺三菱製薬株式会社は、2025年12月に田辺ファーマ株式会社に商号変更しています。

※2 上記以外に、2026年4月にAbbVie社（米国）と上市済み緑内障点眼薬（Alphagan®、AlphaganP®、Lumigan®、Ganfort®、Combigan®）の中国本土における独占的流通及び販売促進に関する契約を締結しました。

・合併契約

提携先	内容
重慶科瑞製薬（集団）有限公司（中国）※3	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に2016年8月に合弁会社（重慶参天科瑞製薬有限公司）を設立

※3 2024年10月に重慶参天科瑞製薬有限公司（中国）の清算手続きを行う旨の当社取締役会決議を行いました。

・その他

提携先	内容
Singapore National Eye Centre（シンガポール）	アジアにおける眼科医療エコシステム発展を目指した革新的教育プログラムの開発・国際展開に関する戦略的パートナーシップ
アクチュアライズ株式会社（日本）※4	フックス角膜内皮ジストロフィを対象としたシロリムス点眼液のグローバル開発に向けた第Ⅱ相臨床試験（PhaseⅡa/POC試験）の共同開発

※4 2026年3月に契約を終了しました。

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 322,281,654株（自己株式574,403株を含む）

(注) 当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対する株式報酬型ストック・オプションによる新株予約権の行使により26,100株増加しました。また取締役会決議に基づく自己株式の消却により19,800,000株減少しました。

(3) 株主数 21,271名（前期末比2,853名減）

(4) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,649	16.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,488	6.1
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	13,443	4.2
日本生命保険相互会社	10,662	3.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	9,008	2.8
GOVERNMENT OF NORWAY	8,580	2.7
株式会社三菱UFJ銀行	6,989	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,586	2.0
JPモルガン証券株式会社	6,453	2.0
小野薬品工業株式会社	6,204	1.9

(注) 1. 持株比率は、自己株式（574,403株）を控除して計算しています。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,649千株
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	19,488千株

3. 2024年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社が、2024年5月31日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（574,403株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
野村アセットマネジメント株式会社	19,141	5.9

4. 2024年7月29日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者4名が、2024年7月22日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファースト・センティア・インベストアーズ・アールキューアイ・ピーティーワイ・リミテッドについては、2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（574,403株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱UFJ銀行	6,989	2.2
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,832	3.1
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	2,237	0.7
ファースト・センティア・インベスターズ・アルキューアイ・ピーティーワイ・リミテッド	482	0.1

5. 2024年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者6名が、2024年11月29日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（574,403株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
ブラックロック・ジャパン株式会社	7,039	2.2
アペリオ・グループ・エルエルシー	378	0.1
ブラックロック・アドバイザーズ・エルエルシー	462	0.1
ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド	1,468	0.5
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	900	0.3
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,815	1.2
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ、エイ	4,213	1.3

6. 2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2名が、2025年9月15日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（574,403株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	9,663	3.0
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	9,290	2.9

7. 2025年10月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが、2025年10月7日現在で、以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主には含まれていません。

なお、以下の持株比率は、自己株式（574,403株）を控除して計算しています。

氏名又は名称	所有株数（千株）	持株比率（%）
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	31,561	9.8

(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く） 当社普通株式 39,380 株	4名

(注) 上記株式は、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に基づく対価として取締役（社外取締役を除く、退任者を含む）に交付したものです。

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

第5回株式報酬型新株予約権	
発行決議の日	2017年8月1日
発行日	2017年8月31日
新株予約権の数	119個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式、 11,900株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	1株当たり1円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	154,409円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年9月1日から2027年9月1日まで
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な理由による退任後の権利行使は可能。 ・ 1個未満の一部行使は、1単元の株式数の整数倍となる場合に限り可能。 ・ 権利の相続は可能。
当社役員の保有状況	119個（1名）
取締役（社外取締役を除く）	119個（1名）

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	伊藤 毅	—
取締役 執行役員COO	中島理恵	重要な兼職の状況 Santen Holdings U.S. Inc.取締役 Santen Inc.取締役 参天投資 (中国) 有限公司董事長兼総経理 参天製薬 (中国) 有限公司董事長兼総経理
取締役 執行役員	栗原逸平	担当 日本事業統括兼事業開発担当
取締役	伊香賀正彦	重要な兼職の状況 伊香賀正彦公認会計士事務所代表 プラジュナリンク株式会社代表取締役 リョービ株式会社社外取締役
取締役	菊岡 稔	—
取締役	黒田由貴子	重要な兼職の状況 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング顧問・ファウンダー 株式会社大林組社外取締役 日本オラクル株式会社社外取締役 積水ハウス株式会社社外取締役
常勤監査役	井阪 広	—
監査役	朝谷純一	—
監査役	穂高弥生子	重要な兼職の状況 一色法律事務所パートナー 株式会社安川電機社外取締役 (監査等委員)
監査役	宗像雄一郎	重要な兼職の状況 霞ヶ関キャピタル株式会社社外取締役 (監査等委員) シナネンホールディングス株式会社社外取締役 (常勤監査等委員)

- (注) 1. 黒川明氏、古谷昇氏及び南多美枝氏は、2025年6月24日付をもって、取締役を退任しました。
2. 黒田由貴子氏は、2025年6月24日付をもって、取締役に就任しました。
3. 監査役朝谷純一氏は、財務・経理及び子会社CFOとして海外ビジネスに携わってきたことによる経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役宗像雄一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 取締役のうち、伊香賀正彦、菊岡稔及び黒田由貴子の各氏は、社外取締役です。
6. 監査役のうち、朝谷純一、穂高弥生子及び宗像雄一郎の各氏は、社外監査役です。
7. 取締役伊香賀正彦、菊岡稔及び黒田由貴子の各氏並びに監査役朝谷純一、穂高弥生子及び宗像雄一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。
8. 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、損害賠償請求がなされたことにより被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用、求償権保全協力費用など）を填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

- ・ 保険対象となる会社： 当社及び全ての会社法上の子会社、また過去に存在したが当社の事業活動に伴い清算した法人や吸収した法人で、現時点で法人格として存在しない子会社も含む。
- ・ 被保険者： 保険対象となる会社の取締役、監査役、従業員（管理・監督者の地位にある、役員と共同被告として訴えられているなど）、退任した役員を含む被保険者の配偶者など。

すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額 (報酬支給額)

区分	支給人数	支給額	報酬限度額等の決議内容	
取締役	基本報酬 (うち社外取締役)	9名 (5名)	301百万円 (73百万円)	2018年6月26日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役4名に対し、年額400百万円 2022年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役5名に対し、年額100百万円
	年次賞与 (うち社外取締役)	3名 (-)	111百万円 (-)	2025年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役3名に対し、年額300百万円
	パフォーマンス・シェア・ユニット制度 (うち社外取締役)	4名 (-)	116百万円 (-)	2025年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役3名に対し、業績評価期間ごとに支給する 金銭報酬債権及び納税目的金銭の1事業年度あたりの総額は年 300千株を上限として交付時株価を乗じた額以内、交付株式数の 1事業年度あたりの上限は150千株
	リストラクテッド・ストック・ユニット制度 (うち社外取締役)	3名 (-)	17百万円 (-)	2025年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役3名に対し、対象期間ごとに支給する金 銭報酬債権及び納税目的金銭の1事業年度あたりの総額は年200 千株を上限として交付時株価を乗じた額以内、交付株式数の1事 業年度あたりの上限は100千株
	譲渡制限付株式報酬制度 (うち社外取締役)	4名 (-)	87百万円 (-)	2022年6月24日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 社外取締役を除く取締役3名に対し、年額100百万円
	計 (うち社外取締役)		633百万円 (73百万円)	
監査役	基本報酬 (うち社外監査役)	4名 (3名)	90百万円 (53百万円)	2024年6月25日 定時株主総会による限度額及び支給対象員数 監査役4名に対し、年額100百万円
	合計 (うち社外取締役及び社外監査役)		723百万円 (127百万円)	

- (注) 1. 支給人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名を含んでいます。
2. 取締役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外取締役を含みます。
3. 監査役の「基本報酬」の支給人数及び支給額には、社外監査役を含みます。
4. 「パフォーマンス・シェア・ユニット制度」に基づき、2025年10月31日に、取締役(社外取締役を除く、退任者を含む)4名に対し、39,380株(65百万円)交付するとともに、現金65百万円を支払いました(なお、これらは当年度及び過年度の事業報告において報酬支給額として開示済みの81百万円を含めています)。
5. 上記以外に、2013年6月25日開催の定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金167百万円を取締役1名に対して支給しています。なお、当該金額は過年度の事業報告において報酬支給額として開示済みです。

(当事業年度に係る年次賞与の評価指標実績)

評価指標	目標	実績
売上収益	294,000百万円	291,624百万円
コア営業利益額	54,000百万円	55,143百万円
ROE	12.0%	12.8%

(当事業年度に評価期間が終了する株式報酬の評価結果)

2023年度付与分のパフォーマンス・シェア・ユニットの評価結果は以下のとおりです。

相対TSR (注1)	ESG関連指標 (注2)	支給率
87.3%ile	69ポイント	185.0%

(注) 1 比較対象企業は以下の21社です。順位が比較対象企業の上位1/2 (50%ile) の場合に支給率100%、上位1/4 (75%ile) を達成した場合には支給率200%、下位1/4 (25%ile) を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を0%としています。

日本に本社を置く企業等	ヨーロッパに本社を置く企業等	アメリカに本社を置く企業等
アステラス製薬	Alcon社	Abbott社
中外製薬	Bayer社	Abbvie/Allergan社
第一三共	GSK社	Bausch Health社
エーザイ	Novartis社	Glaukos社
協和キリン	Novo Nordisk社	Johnson & Johnson社
武田薬品工業	Roche社	Merck社
テルモ	Sanofi社	Pfizer社

(注) 2 ESG関連指標はDow Jones Sustainability Indices (DJSI)におけるIndexへの選出、もしくはDJSI参加製薬企業全体における当社スコアの相対位置を参照して支給率を決定することとしています。Indexへ選出された場合、“World Index” への選出で支給率200%、“Asia Pacific Index” への選出で支給率150%とします。いずれのIndexにも選出されなかった場合は、“Asia Pacific Index” 選出企業の最低スコアを支給率150%、DJSI参加製薬企業全体の最高スコアの65%のスコアを支給率0%とし、両者を結ぶ直線上における当社スコアの相対位置で支給率を算出するものとします。なお、当社スコアがDJSI参加製薬企業全体の最高スコアの65%のスコアを下回る場合は支給率を0%とします。2025年度はいずれのIndexにも選出されなかったため、“Asia Pacific Index” 選出企業の最低スコア (71ポイント) とDJSI参加製薬企業全体の最高スコアの65%に相当するスコア (59ポイント) から、支給率を算出しました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

(報酬フィロソフィー)

当社は、取締役、監査役及び執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のよう
に定めています。

<社内取締役及び執行役員（社内経営幹部）>

- ・当社のビジョンや中期的な戦略目標の達成に向け意欲高く取り組めるよう、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資する実効性を備えているものであること
- ・幅広いステークホルダーとの価値共有を深めるものであること
- ・ステークホルダーに対して高い説明責任を果たすべく、透明性の高い報酬決定プロセスを経て客観性が担保されたものであること
- ・グローバル人材を含む優秀な人材を各国・地域で確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供するものであること
- ・グローバル統一の評価・報酬制度のもと、厳しい規律付けを備えたパフォーマンスカルチャーをより一層浸透させ、目標の達成に向けて取り組むことを後押しするものであること

<社外取締役及び監査役>

- ・当社の持続的な成長を社内経営幹部とは異なる独立の立場から支えるべく、役割の大きさに応じた適正な報酬水準とするとともに、社内経営幹部とは共通の業績目標を有さない制度とすることによって、経営の監督機能の実効的な発揮を促すものとする

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

上記のフィロソフィーに基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、幹部報酬委員会による答申を踏まえて取締役会において決議しています。

②決定方針の内容の概要

後述の（取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容）、（社外取締役の個人別の報酬等の内容）及び（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）をご参照ください。

③当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が

判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、幹部報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会ではその答申内容も検証し決定方針に沿うものであると判断しています。

(取締役（社外取締役を除く）の個人別の報酬等の内容)

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、原則として、基本報酬、年次賞与及び株式報酬の3つの制度で構成しています。総報酬の基準額におけるそれぞれの構成比率は、基本報酬：年次賞与：株式報酬を1：0.5：0.8とし、総報酬の水準は、グローバルに事業を展開するヘルスケア企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。これらの概要は以下（図表1から4）のとおりです。ただし、個人別の役割・職責等に応じて個別に調整を加える場合があります。

図表1：制度の目的及び概要

	報酬の種類	目的・概要
固定	基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・職務評価等に基づく月額固定報酬
変動	年次賞与 (年次インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度毎の業績目標の達成を通じ、着実に成果を積み上げるための業績連動報酬とし、基準額は基本報酬に対して0.5の比率で設定 ・年次賞与は、単年度業績指標に連動する会社業績連動部分と個人業績連動部分から構成され、それぞれについて、基準額の0%～200%の範囲で支給額を決定する。ただし、CEOについては、会社業績連動部分のみで構成される ・会社業績連動部分は、CEOに対しては年次賞与全体の100%のウェイトを割り当て、CEO以外の取締役（社外取締役を除く）に対しては、80%のウェイトを割り当てる。会社業績連動部分は、経営上重要な指標である売上収益、コア営業利益額、ROEの目標達成度に連動させ、支給率を決定する。各指標の評価ウェイトは図表3のとおり ・CEO以外の取締役（社外取締役を除く）に対する個人業績連動部分については、年次賞与全体の20%のウェイトを割り当て、CEOが各取締役と面談にて期初の目標設定及び期末の評価を実施のうえ、支給率を決定する ・上記各支給率に基づいて支給額を決定し、毎事業年度終了後に支給する

	報酬の種類	目的・概要
変動	株式報酬 (中長期インセンティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社のビジョンの実現や戦略の遂行に向け意欲高く取り組むことを促し、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、以下の2つにより構成し、交付株式数の基礎となる基準額はいずれも基本報酬に対して0.4の比率で設定(パフォーマンス・シェア・ユニット制度) ・ 中期経営計画の期間等都度決定する一定期間(以下、「業績評価期間」)中の当社業績等の評価指標及び当該評価指標ごとの個別評価期間をあらかじめ設定し、当該評価指標の達成率等に応じて交付する株式数及び金銭額を変動させる業績連動型株式報酬制度 ・ グローバルのライフサイエンス企業をピアグループとして設定した相対TSR(ウェイト70%)及び戦略目標(ウェイト30%)の達成度に応じて0%~200%の範囲で株式交付率等を決定(詳細は図表4のとおり) ・ 業績評価期間満了時点で対象取締役の地位にあること等の条件を満たすことにより、業績評価期間終了後に株式及び金銭を交付する(リストラクテッド・ストック・ユニット制度) ・ 毎事業年度において基準額相当の株式ユニットを付与し、3年間の勤務継続等の条件を満たすことにより、当該ユニット数に相当する数の当社株式及び金銭を交付する

(注) 株式報酬制度に基づく株式の交付状況は、「2.株式に関する事項(5) 当事業年度に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況」に記載のとおりです。

図表2：総報酬の基準額における基本報酬、年次賞与及び株式報酬の構成比率



図表3：年次賞与の評価指標及び評価ウェイト

年次賞与	評価指標		評価ウェイト	
			CEO	CEO以外の取締役 (社外取締役除く)
会社業績連動部分	売上収益		25%	20%
	コア営業利益額		50%	40%
	ROE		25%	20%
個人業績連動部分	個人評価		—	20%

図表4：パフォーマンス・シェア・ユニットの評価指標、評価ウェイト並びに個別評価期間

パフォーマンス・ シェア・ユニット	評価指標	評価ウェイト	個別評価期間
	相対TSR (注) 1	70%	3年
	戦略目標 (ESG関連目標を含む) (注) 2	30%	1年 (注) 3

(注) 1 2025年度付与分のパフォーマンス・シェア・ユニットに係る相対TSRの比較対象企業は以下の13社です。

日本に本社を置く企業等	アステラス製薬、中外製薬、第一三共、エーザイ、協和キリン、小野薬品工業、大塚ホールディングス、塩野義製薬、武田薬品工業
ヨーロッパに本社を置く企業等	Alcon社
アメリカに本社を置く企業等	Abbvie/Allergan社、Bausch Health社、Johnson & Johnson社

順位が比較対象企業の上位1/2 (50%ile) の場合に支給率100%、上位1/4 (75%ile) を達成した場合には支給率200%、下位1/4 (25%ile) を閾値とし、支給率50%と定め、これを下回る場合には支給率を0%とします。

(注) 2 2025年度付与分のパフォーマンス・シェア・ユニットに係る戦略目標の概要は以下のとおりです。

パフォーマンス・シェア・ユニット制度に係る戦略目標 (2025年度)	近視・眼瞼下垂領域における市場創造型の成長モデルの実現
	海外市場におけるリーダーシップポジションの確立
	高付加価値Rxポートフォリオへの変革
	安定供給とコストの持続的適正化
Santenで働く価値向上と人・組織の能力強化	

(注) 3 戦略目標は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた毎期の取り組みを評価する観点から、個別評価期間は1年（業績評価期間の初年度）と設定しています。そのため、単年度評価となりますが、当社株式の交付は、業績評価期間の終了後となります。なお、2025年度における上記戦略目標の評価結果は、2026年4月に幹部報酬委員会にて評価を行い、近視・眼瞼下垂領域における市場創造型の成長モデルの実現を達成したことなどを踏まえ、（支給率99.9%）という評価結果としました。

なお、当社の役員報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、役員報酬制度の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じた場合に、支給・交付の前後を問わず、幹部報酬委員会の審議を経た取締役会の判断により、インセンティブ報酬の全部又は一部を返還させる又は没収する条項（いわゆるマルス・クローバック条項）を定めています。

（社外取締役の個人別の報酬等の内容）

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、グローバルに事業を展開するヘルスケア企業のベンチマーク結果等を参考に決定しています。また、幹部報酬委員会を含む任意の委員会の委員長である社外取締役には、手当を支給していません。

なお、業績連動報酬は、社外取締役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（監査役の個人別の報酬等の内容）

監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしており、幹部報酬委員会からの助言に基づき、グローバルに事業を展開するヘルスケア企業のベンチマーク結果等を参考に、株主総会で決議された監査役報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

なお、業績連動報酬は、監査役の監督機能の適切な発揮を促す観点から、支給していません。

（取締役及び監査役に対する報酬体系）

	基本報酬	年次賞与	パフォーマンス・シェア・ユニット制度	リストラクテッド・ストック・ユニット制度
社外取締役を除く取締役	対象	対象	対象	対象
社外取締役	対象	—	—	—
監査役	対象	—	—	—

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役会における報酬の基本方針や報酬制度、報酬水準等の審議・決定に際しての独立性・客観性を確保するとともに、取締役会の監督機能と説明責任を果たす能力を強化すべく、幹部報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しています。

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとし、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定しています。

当社の幹部報酬委員会は、外部の報酬コンサルティング会社であるWTW（タワーズワトソン株式会社）をアドバイザーとして起用し、同社が運営する「経営者報酬データベース」に基づき、毎年、当社の事業規模や業種・業態に類似する企業等について報酬のベンチマークを行い、当社の取締役の報酬水準及び業績連動報酬の割合の妥当性を検証するとともに、同社より提供された必要十分な情報に基づき、適切な審議を行っています。

役員の報酬額の決定に際し、取締役の個人別支給額は、株主総会で決議された各報酬の報酬枠の範囲内で、幹部報酬委員会の審議を経て取締役会が決定しています。なお、取締役の個人別の報酬の決定に際して、経営環境の変化や不祥事等の予期せぬ事象が発生した場合には、取締役会は必要に応じて幹部報酬委員会の審議を経て、取締役の個人別の報酬等について裁量的な調整を加える場合があります。

(幹部報酬委員会の構成・委員長の属性・活動内容等)

幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役で構成することとしており、社外取締役3名を含む4名の取締役で構成されます。

幹部報酬委員会の委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

事業報告作成日現在における幹部報酬委員会の構成は、以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名		委員長の役職及び氏名
幹部報酬委員会	[社内]	伊藤 毅	社外取締役 菊岡 稔
	[社外]	菊岡 稔、伊香賀 正彦、黒田 由貴子	

幹部報酬委員会の主な審議事項等は以下のとおりです。

<p>幹部報酬委員会が審議を行う主な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ CEOを含む取締役の報酬制度と個人別支給額 ・ 社内経営幹部の報酬制度とパフォーマンスマネジメントの概要 ・ 監査役の報酬制度に関する助言内容 ・ 報酬開示の概要 ・ グループ全体の株式報酬プランに関する事項
<p>幹部報酬委員会が報告を受ける主な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各社内経営幹部のパフォーマンスマネジメントの運用状況の概要と個人別支給額 ・ グローバル人事制度の概要

当事業年度に係る報酬額の決定過程においては、幹部報酬委員会を合計8回開催（2025年5月1日、5月15日、6月24日、10月1日、12月2日、2026年2月26日、4月13日、4月30日。事業年度終了後に開催されたものを含む。）し、取締役会に対する提言又は監査役会に対する助言を行いました。また、係る提言をうけて、取締役会でこれらの事項について審議・決定を行いました。

幹部報酬委員会における主な審議内容は図表5のとおりです。

図表5：主な審議内容

<p style="text-align: center;">主な審議内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役の報酬決定方針について ・ 退任幹部の報酬の取扱いについて ・ 2024年度に係る年次賞与の支給額の決定について ・ 2025年度に係る年次賞与の詳細設計について ・ 2023～2025年度に係るパフォーマンス・シェア・ユニットの業績評価について ・ 2025年度に係るパフォーマンス・シェア・ユニットに係る戦略目標の設定について ・ 2025年度パフォーマンス・シェア・ユニットに係る戦略目標の業績評価について ・ 2025年度に係る株式報酬の付与数について ・ 2026年度に向けた取締役の報酬構成・水準の改定について ・ 監査役（社外監査役を含む）の報酬に関する幹部報酬委員会からの助言内容について ・ 事業報告における役員報酬開示案について

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職している法人等の名称	兼職している法人等での地位	兼職している法人等と当社の関係
社外取締役	伊香賀正彦	伊香賀正彦公認会計士事務所	代表	—
		プラジュナリンク株式会社	代表取締役	—
		リョービ株式会社	社外取締役	—
	黒田由貴子	株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング	顧問・ファウンダー	—
		株式会社大林組	社外取締役	—
		日本オラクル株式会社	社外取締役	—
社外監査役	穂高弥生子	積水ハウス株式会社	社外取締役	—
		一色法律事務所	パートナー	—
	宗像雄一郎	株式会社安川電機	社外取締役（監査等委員）	—
		霞ヶ関キャピタル株式会社	社外取締役（監査等委員）	—
		シナネンホールディングス株式会社	社外取締役（常勤監査等委員）	—

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊香賀正彦	公認会計士としての財務及び会計に関する知見と、企業経営者としてグローバル化を推進されるなど幅広い国際経験と見識を有しておられ、取締役会では全社的な見地で適切な意見を述べていただくことを期待しています。 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「指名委員会」「幹部報酬委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	菊岡稔	複数のグローバル組織でCFOやCEOとしてリーダーシップを発揮されるなど財務・会計や企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられ、取締役会では当社のグローバルな事業展開等に対して取締役として適切な意見を述べていただくことを期待しています。 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「指名委員会」「幹部報酬委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
	黒田由貴子	会社経営に携わった豊富な経験とグローバル人材の育成における幅広い経験と知見を有しておられ、取締役会では、企業経営の経験者としての視点及びグローバル人材の育成やサステナビリティにおける豊富な見識等に基づき、取締役として適切な意見を述べていただくことを期待しています。 当事業年度開催の取締役会のうち、社外取締役就任後に開催された10回全てに出席するほか、当社が設置している任意の委員会である「指名委員会」「幹部報酬委員会」「戦略審議委員会」の委員を務め、これらの委員会全てに出席し、取締役会及びこれらの委員会において上記視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

区分	氏名	主な活動状況
	朝谷純一	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、製薬企業において、国内営業、財務・経理、コンプライアンス・リスク管理、内部監査といった業務に携わり、製薬企業の業務に精通した豊富な経験と知見、また海外駐在時には経営計画や経理・財務の領域から現地ビジネスへ関与するなど、幅広い国際ビジネス経験と見識を有しておられ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。
社外監査役	穂高弥生子	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、弁護士として特に企業法務に関する豊富な経験と知見、また米系法律事務所にて長年パートナーを務められ、幅広い国際法務経験と見識を有しておられ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。
	宗像雄一郎	当事業年度開催の取締役会13回全て、及び当事業年度開催の監査役会11回全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する知見に加え、監査・内部統制・コーポレート・ガバナンス等に関する高い専門性、並びに海外駐在などによる豊富な国際経験と国際感覚を有しておられ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要な発言を適宜行っています。また、監査役会で定めた監査方針・監査計画に従って、代表取締役及び執行役員等との意見交換、海外子会社での実地確認などを行いました。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、当事業年度において、会社法第370条及び当社定款第24条に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、並びに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役及び社外監査役の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額
社外取締役	5名	73百万円
社外監査役	3名	53百万円
合計	8名	127百万円

(注) 人数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外取締役2名を含んでいます。

5 会計監査人に関する状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務のうち、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額	112百万円
② ①以外に支払った報酬等の額	-百万円
③ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	112百万円

- (注) 1. 当社の監査役会は、上記①に関して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等の適切性について必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めています。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、当該会計監査人を解任した旨と解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、当社の監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、又は、会計監査人としての法令遵守体制、品質管理体制、独立性・専門性、グローバルな監査体制、不正リスクへの配慮、監査報酬の妥当性等を毎期評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要であると判断した場合には、株主総会に提出する当該会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案の内容を決定します。

6 コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

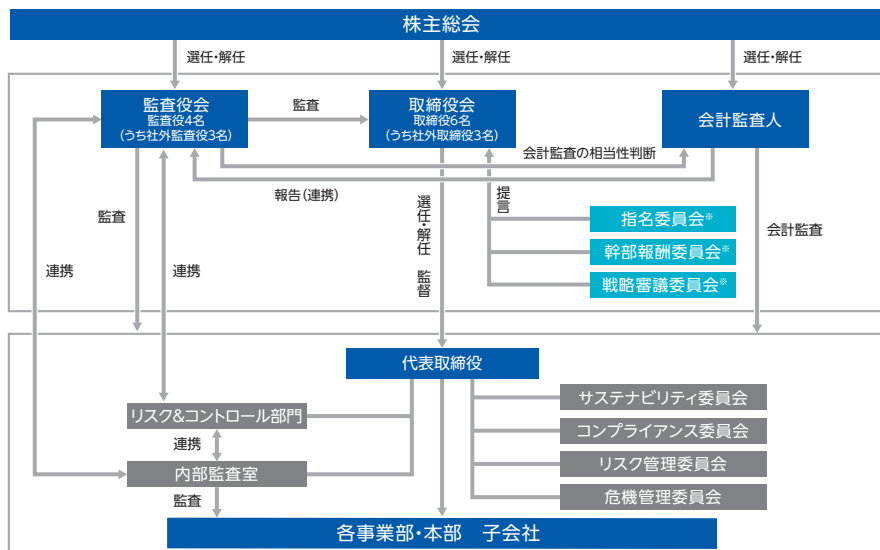
まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、両機能を最大限に発揮する運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待するとともに、経営監督機能強化の観点からの意見・提言を求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置し、経営の透明性・客観性の向上を図っていきます。さらに、執行役員制度の下、強固なマネジメントと業務執行のスピードを両立してまいります。

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務の執行について、適法性の観点に加え、意思決定プロセスの妥当性やコーポレート・ガバナンスの有効性も視野に入れた監査を行い、取締役会及び執行部門の機能強化への提言を行ってまいります。

企業統治体制（2026年4月1日現在）



* 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(2) 取締役会

当社の取締役会は、会社の持続的成長と中長期の企業価値の向上を促すべく、主に経営戦略等の重要な業務執行に関して、多面的に審議し、意思決定するとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役の業務執行が適正に行われているかを監督しており、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっています。なお、社外取締役に、必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(3) 監査役会

当社の監査役会は、適正な監査を行うにあたり、適切な経験・能力を有する者を選任しており、特に財務・会計に関する十分な知見を有しているものを1名以上選任しています。なお、社外監査役に、必要な情報や知識の提供を行うなど、自らの役割を果たすために必要な機会を提供しています。

(4) 任意の各種委員会

当社は、社内・社外取締役に構成される任意の委員会である「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置しています。

指名委員会は、取締役及び監査役の選定に際して審議し、提言すること、並びに、執行役員を選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む取締役4名により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役及び執行役員報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、並びに、監査役報酬については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役3名を含む取締役4名により構成されています。

指名委員会及び幹部報酬委員会はその過半数を社外取締役に構成することとしており、委員長は、独立性・客観性と説明責任を果たす能力の強化の観点から実効的な委員会運営を図るべく、独立社外取締役である委員の中から選定することとしています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む取締役6名により構成されています。

なお、事業報告作成日現在における各委員会の構成員の氏名及び委員長の役職名は以下のとおりです。

委員会名	構成員の氏名	委員長の役職及び氏名
指名委員会	[社内] 伊藤 毅 [社外] 伊香賀 正彦、菊岡 稔、黒田 由貴子	社外取締役 伊香賀 正彦
幹部報酬委員会	[社内] 伊藤 毅 [社外] 菊岡 稔、伊香賀 正彦、黒田 由貴子	社外取締役 菊岡 稔
戦略審議委員会	[社内] 伊藤 毅、中島 理恵、栗原 逸平 [社外] 伊香賀 正彦、菊岡 稔、黒田 由貴子	代表取締役社長兼CEO 伊藤 毅

(5) 独立社外取締役のみを構成員とする会合

当社は、情報交換・認識共有の場として、独立社外取締役のみで構成する会合を適宜開催しています。

(6) 独立社外取締役と監査役の連携

当社は、取締役会における議論の質の向上を図るために必要な情報を提供すること、また、相互の連携を深めることを目的として、独立社外取締役及び監査役による情報交換の会議を定期的に開催しています。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

参天製薬株式会社（以下、Santen又は当社）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、Santen及びその子会社から成る企業集団（以下、Santenグループ又は当社グループ）の業務の適正を確保するための体制（内部統制）を整備する旨の決議を行い、本内容に沿った整備を進めています。

(1) Santenグループの基本理念・私たちのビジョン

- ① Santenグループの基本理念並びに私たちのビジョンを以下のとおり定める。

（基本理念）

「天機に参与する」

- ・自然の神秘を解明し人々の健康の増進に貢献する。

（私たちのビジョン）

- ・Santenグループ基本理念に基づき、目指す理想の世界である私たちのビジョンとして“Happiness with Vision”を掲げ、世界中の一人ひとりが、Best Vision Experienceを通じて、それぞれの最も幸福な人生を実現する世界を創り出すことを目指す。

- ② Santenグループは、基本理念・私たちのビジョンのもと、世界中の一人ひとりが「見る」を通じて幸せな人生を実現するために、私たちの行動原則と価値観を行動と判断の拠り所として、肝心な事は何かを深く考え、どうするか明確に決め、迅速に実行する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・2025年1月に導入された新理念体系に基づき、各職場のワークショップ開催等を通じ、基本理念・私たちのビジョン、行動原則・価値観の浸透が図られました。また、役員からのメッセージにおいては、常に基本理念・私たちのビジョンに触れるなど、基本理念・私たちのビジョンの浸透を図るとともに、社内における重要会議時に基本理念・私たちのビジョンを確認するなど、すべての行動は基本理念・私たちのビジョンに沿っていることを確認することに努めています。

(2) Santenグループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① Santenグループの取締役及び従業員は、基本理念及び全ての構成員の全ての企業活動に

おける行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。

- ② Santenは、基本理念及び「参天企業倫理綱領」をSantenグループ全体で推進するため担当執行役員の指揮のもと、周知徹底に努める。
- ③ Santenグループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- ④ Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、Santenグループ各社が関係部門又はSantenと連携して解決にあたる。
- ⑤ Santenは、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

【当該体制の運用状況】

- ・当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、共通の視点で企業活動を行うための規範として定めた「参天企業倫理綱領」について、情報発信や研修等により、海外子会社も含めて周知活動を実施し、徹底を図っています。
- ・当社は、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、更にその傘下に配置した国内外のコンプライアンス部門を通じ、当社グループのコンプライアンスの体制整備及び活動を推進しています。年2回のグローバルコンプライアンス委員会、参天企業倫理綱領周知月間等の各種取組を通じ、グループ全体での「参天企業倫理綱領」の周知、コンプライアンスの推進を図っています。
- ・当社は、平素より反社会的勢力の動向を把握し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、関係当局と連携をとり、一切の関係を遮断しています。
- ・当社は、社内外の窓口を通じた相談・通報については、国内・国外とも社外専門家と連携の上、ヒアリング等必要な調査を実施し、適切に対応しています。
- ・当社は、独立性の高い社外取締役を3名選任するとともに、独立性の高い社外監査役3名と常勤監査役を含めた4名体制で監査を実施し、経営監視機能の強化を図っています。また、CEO直轄の内部監査室を設置し、年間計画に基づく内部監査の結果を取締役及び監査役へ報告しています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① Santenの取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

【当該体制の運用状況】

- ・ 当社は、取締役の職務の執行に係る記録・文書等の情報については、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っています。
- ・ 当社は、役員行動規範を制定し、その中で守秘義務・情報管理について明確に定めることにより、ガバナンス機能の強化、並びに当社グループの企業価値の維持向上に取り組んでいます。

(4) Santenグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① Santenグループは、危機管理に係る規程に基づき、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に対処するため、各事業法人・組織において、平時から損失の危険の把握と管理に努め、方針・対応策の策定や情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。具体的には、Santenのリスク管理部署は子会社と連携し、Santenグループの危険を把握、評価し、必要な対応策を策定し実行する。
- ② 重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合には、Santenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、対応と事態の収拾に努めるとともに再発防止策を実施する。
- ③ Santenの内部監査室はその独立した立場から、Santenグループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。

【当該体制の運用状況】

- ・ 平時のリスクマネジメントとして、再構成・明確化した三線体制に基づき、全社リスクマネジメントを推進しています。
- ・ 上記のフレームワークに基づき、全社重要リスクの特定、リスク対応計画の進捗のモニタリングを実施し、その進捗状況について年2回開催のリスクマネジメント委員会にて報告・審議しました。
- ・ 当社は、グローバル規程として危機管理規定及び危機事象報告規程を策定し、危機発生時に

速やかに報告される体制を整備しています。

- ・当社は、重大な危機に発展する可能性のある事象が発生又は報告された場合、その影響を評価し、対処すべき重大な危機と判断した場合は、危機管理の最高責任者であるSantenの代表取締役社長兼CEOを委員長とする「危機管理委員会」を設置し、危機発生時、情報を一元的に把握、必要な対応策を講じ、危機を終結させる危機管理体制を構築しています。
- ・当社の内部監査室は、その独立した立場において、業務監査を通じリスク管理状況を検証実施しています。

(5) Santenグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① Santenは、取締役会で選任された、コーポレート・マネジメント・メンバー（CMM）を基軸に、スピーディかつ全社視点で最適な意思決定を行うグローバルなマネジメント体制を構築し、業務執行のガバナンス体制を強化する。
- ② Santenは、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ③ Santenにおいて、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」、「幹部報酬委員会」、「戦略審議委員会」を設置して、所定の事項を審議し、Santenの取締役会に助言させる。
- ④ Santenにおいて、Santenグループの経営方針及び業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
- ⑤ Santenは、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- ⑥ Santenグループ各社がグローバルに事業推進するため、役割を明確にし、戦略をより確実に実行し、顧客にさらなる貢献が行えるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。

【当該体制の運用状況】

- ・コーポレート・マネジメント・メンバー（CMM）を基軸とした執行体制で、スピード感ある意思決定と一体感のある力強い事業執行に取り組んでいます。
- ・当社の取締役会は、定時の取締役会を13回開催しました。また、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「指名委員会」を7回、「幹部報酬委員会」を6回、「戦略審議委員会」を4回開催・審議しました。

- ・ Executive Committee Meeting, Corporate Management Meeting等、目的に応じた会議体を設置するとともに、各種会議体の目的・位置づけを明確化したうえで運営しています。
- ・ 当社は、取締役会規則、執行役員規程を制定して役割と権限を明確化し、適切な運用を行っています。また、グローバル決裁規程を定め、意思決定の手順を明確化し、適切な運用を行っています。
- ・ Santenグループ全体でグローバルでの戦略実行力、競争力を強化するため、各地域、国に即した事業成長の実現とグループ全体戦略の効率的な実行を念頭に、マトリクス組織体制を整備しています。

(6) Santenグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① Santenは、内部統制部門を中心にSantenグループにおける企業活動の適正性向上のための助言・指導を行う管理体制を構築する。
- ② Santenは、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正性を確保するために必要な事項を明確にし、これをSantenグループの全ての会社に適用し、主要な子会社の監査機能を強化するとともに、Santenは子会社の内部統制体制の整備・運用について確認する体制を構築する。
- ③ 財務報告の信頼性の確保に関しては、関係するSantenの各部門・子会社はその業務の適正性に関して自己点検を行い、Santenの内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

【当該体制の運用状況】

- ・ 当社は、子会社管理規程を運用しており、主要子会社の役員に「地域責任者」「Corporate CFO」「Region Finance Head」が原則として就任しています。また、子会社監査機能の強化を図るため、子会社監査役はグループ会社監査役連絡会に出席し、監査役会の監査計画の共有及び課題等について意見交換を行っています。
- ・ 当社は、当社グループにおける企業活動の適正性向上のため、当社のRisk & Control部門が中心となり、助言・指導を行う管理体制を構築・運用しています。
- ・ 当社は、子会社における業務の適正性を確保するため、マネジメントブック（内部統制サポートツール）を作成し全子会社マネジメントに対して周知を図っています。
- ・ 当社は、子会社の内部統制体制の整備・運用について、主要リスクファクター及び所管部署を定め、各リージョンを対象としたリスクアセスメントを定期的実施し確認をする体制を構築しています。

- ・当社は、財務報告の信頼性の確保に関し、関係する当社各部門・子会社において、整備・運用状況の自己点検を実施し、内部監査を行っています。

(7) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① Santenの監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- ② 監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、Santenの代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、監査役の職務補助並びに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない監査役室を置き、室長を含め、専任の監査役スタッフ3名を置いています。
- ・当社の監査役スタッフに関する人事異動や人事評価については、社内の規定に基づき、監査役の評価が尊重されています。

(8) Santenグループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① Santenグループの取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無くSantenの監査役及び監査役会に報告する。
- ② ①以外についても、Santenの監査役は、必要に応じ随時にSantenグループの取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ Santenの内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、並びに監査結果を定期的にSantenの監査役会に報告し、情報交換を行う。
- ④ Santenグループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、Santenグループの取締役及び従業員が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社は、重要な事項について、取締役およびリスク・コンプライアンスを担当する執行役員等から、監査役及び監査役会への報告体制が整備され運用されています。
- ・当社の監査役は、当社各部門及び主要子会社より、月次業務報告や必要に応じて会議議事録や各種資料を入手するとともに、必要に応じ随時に当社グループの取締役及び従業員に報告を求めています。
- ・当社の内部監査室は、月次で常勤監査役との定例会議を開催し、監査結果を報告しています。
- ・当社は、社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内規程によって通報者の保護について定めており、不利益な取扱いは生じないようにしています。通報制度（システム）については、社員への周知・浸透が一定程度進み、リスクの早期把握に一定の役割を果たしています。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① Santenの監査役及び監査役会は、Santenの代表取締役をはじめとして、必要と考えるSantenグループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- ② Santenの監査役は、Santenの代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べることができる。
- ③ Santenの監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

〔当該体制の運用状況〕

- ・当社の監査役及び監査役会は、取締役や執行役員等と定期、随時に会合を開催し、重要課題などについて意見交換を行っています。
- ・当社の監査役は、必要に応じて社内的重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況に対する意見を述べています。
- ・当社は、監査役がその職務を遂行するために必要な費用を負担しています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結純損益計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第114期	(ご参考) 第113期
売上収益	291,624	300,004
売上原価	△121,881	△128,977
売上総利益	169,743	171,027
販売費及び一般管理費	△89,570	△87,967
研究開発費	△26,185	△24,103
製品に係る無形資産償却費	△8,773	△8,812
その他の収益	6,978	589
その他の費用	△4,395	△3,854
営業利益	47,797	46,880
金融収益	1,639	4,002
金融費用	△1,994	△2,716
持分法による投資損失	—	△685
税引前当期利益	47,442	47,481
法人所得税費用	△9,881	△11,628
当期利益	37,561	35,853
当期利益の帰属		
親会社の所有者持分	37,369	36,256
非支配持分	192	△403
当期利益	37,561	35,853

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結財政状態計算書 2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第114期	(ご参考) 第113期
資産		
非流動資産		
有形固定資産	78,115	72,954
無形資産	71,658	75,467
金融資産	19,940	16,177
退職給付に係る資産	11,379	7,861
繰延税金資産	10,843	10,017
その他の非流動資産	2,339	2,501
非流動資産合計	194,274	184,978
流動資産		
棚卸資産	64,584	51,590
営業債権及びその他の債権	71,754	71,759
その他の金融資産	2,475	997
未収法人所得税	76	324
その他の流動資産	8,994	6,633
現金及び現金同等物	80,875	92,997
流動資産合計	228,758	224,300
資産合計	423,033	409,277

科目	第114期	(ご参考) 第113期
資本		
親会社の所有者に帰属する持分		
資本金	8,824	8,806
資本剰余金	9,595	9,797
自己株式	△979	△1,161
利益剰余金	223,285	228,291
その他の資本の構成要素	56,263	40,509
親会社の所有者に帰属する持分合計	296,989	286,242
非支配持分	△972	△1,061
資本合計	296,017	285,181
負債		
非流動負債		
金融負債	31,219	30,940
退職給付に係る負債	1,424	1,221
未払法人所得税等	31	122
引当金	731	670
繰延税金負債	4,338	2,606
その他の非流動負債	1,405	1,701
非流動負債合計	39,147	37,260
流動負債		
営業債務及びその他の債務	35,350	38,989
その他の金融負債	27,529	25,573
未払法人所得税等	4,535	2,239
引当金	1,404	2,087
その他の流動負債	19,050	17,949
流動負債合計	87,868	86,837
負債合計	127,015	124,096
資本及び負債合計	423,033	409,277

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
					確定給付制度 の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	在外営業活動 体の換算差額
2025年4月1日残高	8,806	9,797	△1,161	228,291	—	2,616	37,629
当期包括利益							
当期利益				37,369			
その他の包括利益					1,886	2,499	13,626
当期包括利益合計	—	—	—	37,369	1,886	2,499	13,626
所有者との取引額							
新株の発行	18	18					
自己株式の取得		△22	△32,775				
自己株式の処分		1	1,019				
自己株式の消却		△31,937	31,937				
利益剰余金から資本剰余金への振替		31,936		△31,936			
配当金				△12,659			
株式報酬取引		△198					
その他				2,221	△1,886	△335	
所有者との取引額合計	18	△202	181	△42,375	△1,886	△335	—
2026年3月31日残高	8,824	9,595	△979	223,285	—	4,780	51,255

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素			親会社の 所有者に帰属 する持分合計			
	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	新株予約権	その他の資本の 構成要素合計				
2025年4月1日残高	140	124	40,509	286,242	△1,061	285,181	
当期包括利益							
当期利益			—	37,369	192	37,561	
その他の包括利益			18,011	18,011	△102	17,909	
当期包括利益合計	—	—	18,011	55,381	90	55,470	
所有者との取引額							
新株の発行		△36	△36	0		0	
自己株式の取得			—	△32,797		△32,797	
自己株式の処分			—	1,021		1,021	
自己株式の消却			—	—		—	
利益剰余金から資本剰余金への振替			—	—		—	
配当金			—	△12,659		△12,659	
株式報酬取引			—	△198		△198	
その他			△2,221	—		—	
所有者との取引額合計	—	△36	△2,257	△44,634	—	△44,634	
2026年3月31日残高	140	88	56,263	296,989	△972	296,017	

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

<連結注記表>

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結計算書類の作成基準

Santenグループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は、同項後段の規定により、IFRSにより求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 34社であり、すべての子会社を連結しています。株式報酬制度に係る信託を連結の範囲に含めています。

(主要会社名)： Santen Holdings U.S. Inc.、Santen Inc.、Santen Holdings EU B.V.、
Santen SA、参天投資（中国）有限公司、参天製薬（中国）有限公司、
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 1社

(会社名)：Plano Pte. Ltd.

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日である参天投資（中国）有限公司、参天製薬（中国）有限公司、参天医薬販売（蘇州）有限公司、重慶参天科瑞製薬有限公司、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc. 及びEyevance Pharmaceuticals LLCについては、連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、当該資産の取得に直接関連する費用に、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用を含めて取得原価として認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

土地以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 : 3～50年

機械装置及び運搬具：3～10年

工具、器具及び備品：4～10年

なお、減価償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。

② 無形資産

無形資産は、個別もしくは企業結合によって取得した、物理的実体のない識別可能な非貨幣資産であり、主なものは、のれん、製品に係る無形資産及びソフトウェアです。

<1>のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、取得対価を、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額及び段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計として測定し、この取得対価が、取得日における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。

当初認識後ののれんについては、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しています。のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。

<2>のれん以外の無形資産

のれん以外で個別に取得した無形資産については、当該資産の取得に直接関連する費用を取得原価として認識しています。のれん以外で企業結合によって取得した無形資産については、企業結合日の公正価値に基づいて認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

これらの無形資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数（概ね20年以内）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間又は経済的耐用年数に基づいて算定し、定期的に見直しを行っています。

③ 有形固定資産及び無形資産に係る減損

有形固定資産及び無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループが減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

のれん及び未だ使用可能でない無形資産については、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループの減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価

額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。なお、使用価値とは、資産、資金生成単位又は資金生成単位グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

減損損失の戻入については、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しています。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入を行っています。ただし、のれんについては減損損失の戻入を行いません。

④ リース

Santenグループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産とリース負債を認識しています。使用权資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、リースインセンティブ等を調整した取得原価で当初測定しています。

原資産の所有権がリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は、使用权資産の取得原価が購入オプションを使用することを反映している場合には、使用权資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却を行い、それ以外の場合は、リース開始日から経済的耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたり規則的に減価償却しています。さらに、使用权資産は、(該当のある場合に) 減損損失によって減額され、リース負債の再測定に際して調整されます。

リース負債は、リース開始日における未決済のリース料を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値として当初測定しています。リース開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しています。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しています。なお、リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しています。

また、リース対象資産の使用权を取得した日をリース開始日としており、リース期間はリース開始日から起算し、借手の解約不能期間に契約の延長オプションを行使する(又は、契約の解約オプションを行使しない)ことが合理的に確実であると見積もられる期間及びフリーレント期間を加えた期間として見積っています。

連結財政状態計算書において、使用权資産を「有形固定資産」に、リース負債を「金融負債」又は「その他の金融負債」に含めて表示しています。

リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用

し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。Santenグループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

(2) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

< 1 > 当初認識及び測定

金融資産を償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。金融資産の当初認識時に当該分類を決定しています。

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(ア) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類します。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

償却原価で測定される金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産以外の金融資産のうち、売却目的保有を除く全てのその他の資本性金融商品に対する投資について、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っています。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。なお、いずれの負債性金融資産に対する投資も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定していません。

重要な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しています。

< 2 > 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(償却原価で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法により測定しています。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(ア) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えます。

(イ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しています。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えています。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しています。

< 3 > 減損

償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

(信用リスクの著しい増大の判定)

期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生のリスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しており、その評価にあたっては、取引相手先の財務状況、期日経過の情報等を考慮しています。

債務者の重大な財政的困難、契約上の支払期日を経過して長期間延滞するなど金融資産の全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とされています。

債務不履行に該当した場合、又は発行者又は債務者の著しい財政的困難などの減損の証拠が存在する場合、信用減損しているものと判断しています。

(予想信用損失の測定)

予想信用損失は、契約に基づいて受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値です。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい

金額で測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しています。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しています。

<4> 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、もしくは金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合、当該金融資産の認識を中止しています。

② 金融負債

<1> 当初認識及び測定

金融負債は、償却原価で測定される金融負債及び純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しています。金融負債の当初認識時に当該分類を決定しています。

金融負債は、当該金融負債の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

全ての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接起因する取引費用を控除した金額で測定しています。

<2> 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(ア) 償却原価で測定される金融負債

償却原価で測定される金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による利息費用及び認識が中止された場合の利得及び損失は、純損益として認識しています。

(イ) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

純損益を通じて公正価値で測定される金融負債は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

<3> 認識の中止

金融負債は、契約で特定された債務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しています。

③ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で決済する

か又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に相殺します。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動、株価変動リスク及び燃料価格リスクを回避するために為替予約、コモディティ・デリバティブ等のデリバティブ取引を利用しています。これらのデリバティブ取引は、契約が締結された時点で当初認識し、公正価値で測定しています。当初認識後においても、公正価値で再測定し、関連する取引費用は発生時の費用として認識しています。ただし、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は、ヘッジ要件を満たす場合にはヘッジ会計を適用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行いません。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。

取得原価には、原材料、直接労務費及びその他の直接費用並びに関連する製造間接費用を含め、加重平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(4) 従業員給付

① 退職後給付

従業員への退職給付制度として、確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

< 1 > 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

数理計算上の差異、確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、発生時にその他の包括利益にて認識し、利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は発生時に全額純損益にて認識しています。

< 2 > 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付費用については、拠出した時点で費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したときに、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かず費用として認識しています。

(5) 重要な引当金の計上基準

過去の事象の結果として、法的に、又は推定的に現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値を引当金の額としています。

主なものは以下のとおりです。

有給休暇引当金 …………… 有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。

(6) 外貨の換算基準

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートにより機能通貨への換算を行っています。

外貨建の貨幣性資産及び負債は期末日の為替レートにより、公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨への再換算を行っています。取得原価で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は当初の取引日の直物為替レートで機能通貨に換算しています。当該換算及び決済により生じる差額を純損益として認識しています。

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は、その期間中の為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨への換算を行い、その結果生じる差額はその他の包括利益として認識しています。なお、在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振り替えています。

(7) 収益認識

下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益認識

物品の販売については、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、契約条件によっては、返品、リベート及び値引きに応じる義務を負っており、これらを差し引いた純額で測定しています。この場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からこれらの見積りを控除した金額を算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績等に基づき計算しています。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね120日以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重

要な金融要素の調整は行っていません。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 記載金額の表示

百万円未満を四捨五入して表示しています。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しています。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

製品に係る無形資産51,390百万円

製品に係る無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。未だ使用可能でない製品に係る無形資産については、資産又は資金生成単位の減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。

回収可能価額を処分費用控除後の公正価値として算定する場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー法を使用して算定しています。この算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、開発成功確率及び将来の事業計画を基礎として見積られています。主に開発成功確率、薬価及びマーケットシェアの拡大の見込みには高い不確実性が存在します。また、公正価値の算定に使用される割引率は加重平均資本コストを基礎としています。その計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

予測不能な前提条件の変化などが、処分費用控除後の公正価値の算定に重要な影響を及ぼし、製品に係る無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結計算書類

(注記事項)

(連結純損益計算書に関する注記)

1. その他の収益

当連結会計年度において、在外営業活動体に関連した換算差額の累計額を純損益に振り替えたことにより5,712百万円をその他の収益に計上しています。

これは、連結子会社であるPhacor Inc. (米国)、Eyevance Pharmaceuticals Holdings Inc. (米国)、及びEyevance Pharmaceuticals LLC (米国) の3社について、事業活動が停止しており、今後解散又は清算を予定していることから、当該子会社に対する持分の処分として取り扱った結果、これらの子会社に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益へ振り替えたものです。

なお、当該子会社については解散又は清算が完了していないため、連結の範囲に含めています。

2. その他の費用

当連結会計年度において、減損損失3,841百万円をその他の費用に計上しています。

フックス角膜内皮ジストロフィを対象とするSTN1010904 (一般名：シロリムス) 及びマイボーム腺機能不全を対象とするSTN1010905 (一般名：シロリムス) の製品に係る無形資産について、開発中止に伴い収益が見込めなくなったため、帳簿価額全額を減損しています。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

金融資産	826百万円
営業債権及びその他の債権	646百万円
その他の金融資産	515百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額

(減損損失累計額を含む) 76,832百万円

3. Santenグループは、設備投資及び事業開発活動における投資機会の最大化のための効率的な資金調達を目的として、取引銀行とコミットメントライン契約を締結しています。当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりです。

コミットメントライン (特定融資枠) の総額	52,383百万円
借入実行額	－百万円
差引	52,383百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	342,055,554株	26,100株	19,800,000株	322,281,654株

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の権利行使によるものです。

2. 普通株式の発行済株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	6,487	19.00	2025年3月31日	2025年6月25日
2025年11月6日 取締役会	普通株式	6,172	19.00	2025年9月30日	2025年11月28日
計		12,659			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月23日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

	配当金総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	6,112	19.00	2026年3月31日	2026年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2016年8月31日	普通株式	14,000株
2017年8月31日	普通株式	46,400株
合計		60,400株

(注) 新株予約権は、すべて権利行使可能なものです。

連結計算書類

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

Santenグループは、資金運用については安全性・流動性の高い短期の金融資産を中心に運用し、また、財務健全性、資本コスト低減及び資本効率向上のため、資金調達については、銀行借入によるデット・ファイナンスのほか、債権流動化によるアセット・ファイナンスを通じた調達を行っています。デリバティブは、外貨建資産・負債の為替変動リスクなどを回避するために利用し、投機的な取引は一切行いません。

営業債権及びその他の債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期、把握する体制としています。また、その他の金融資産に含まれる債券は、発行体の信用リスクに晒されていますが、格付けの高い発行体のもののみを対象としています。

その他の金融資産に含まれる株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に公正価値を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

営業債務及びその他の債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

またSantenグループは、流動性を確保するため取引銀行とのコミットメントライン（特定融資枠）を設定しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（デリバティブを除く）、現金及び現金同等物、営業債務及びその他の債務並びにその他の金融負債（借入金及びデリバティブを除く）は短期間で決済されるため公正価値が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値	差額
(1) 金融資産	19,940	19,940	－
(2) その他の金融資産	1,403	1,403	－
(3) 金融負債	(27,643)	(27,593)	49
(4) その他の金融負債	(268)	(268)	－

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。
 2. リース負債は、IFRS第7号において公正価値の開示を要求されていないことから、上表の金融負債及びその他の金融負債に含めていません。
 3. 金融負債は1年内に返済予定の借入金を含んでいます。

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

以下の表は、公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析したものです。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の資産・負債について直接的（すなわち価格として）又は間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

公正価値の測定は、Santenグループの評価方針及び手続きに従い行われており、金融商品の個々の性質、特徴並びにリスクを最も適切に反映できる評価モデルにて実施しています。

(1) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	10,855	－	4,012	14,867
営業債権及びその他の債権	－	22,523	－	22,523
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
転換社債	－	－	2,148	2,148
投資事業有限責任組合への出資	－	－	1,718	1,718
施設利用権等	－	46	79	125
デリバティブ	－	1,449	－	1,449
負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	－	268	－	268

連結計算書類

(2) 公正価値をもって連結財政状態計算書計上額としない金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
借入金	－	27,593	－	27,593

(注) 1年以内に返済予定の残高を含んでいます。

(注) 公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1)金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、上場している株式の公正価値は、市場価格もしくは取引先金融機関から入手した時価情報によって測定しているため、レベル1の公正価値に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、非上場の株式の公正価値は、簿価純資産法、類似企業比較法等を使用して評価しており、レベル3の公正価値に分類しています。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産のうち、営業債権及びその他の債権は、請求額に基づいて測定しており、レベル2の公正価値に分類しています。

投資事業有限責任組合への出資は、組合財産の公正価値を測定しており、当公正価値に対する持分相当額を投資事業有限責任組合への出資金の公正価値としています。観察不能なインプットを用いているため、レベル3に分類しています。

デリバティブ資産の公正価値は、観察可能な市場情報に基づく重要なインプットを使用し、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く等の評価技法に基づいて算定しており、主として取引先金融機関から入手した時価情報を用いています。当該公正価値はレベル2の公正価値に分類しています。

(2)金融負債

借入金は、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額に近似しています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様に新規借入として行った場合に想定される利率で割り引いて測定しており、レベル2の公正価値に分類しています。

デリバティブ負債の公正価値は、観察可能な市場情報に基づく重要なインプットを使用し、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く等の評価技法に基づいて算定しており、主として取引先金融機関から入手した時価情報を用いています。当該公正価値はレベル2の公正価値に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 売上収益の分解
主要製品売上収益

(単位：百万円)

		合計
緑内障・高眼圧症治療剤領域	コソプト配合点眼液	28,208
	タプロス点眼液	15,906
	タプコム配合点眼液	9,447
	エイベリス点眼液	5,657
	Catiolanze (カチオランゼ)	954
	Rocklatan/Roclanda (ロクラタン/ロ克蘭ダ)	1,478
角結膜疾患治療剤領域	ジクアス点眼液	10,217
	ジクアスLX点眼液	1,880
	ヒアレイン点眼液	16,161
	Ikervis (アイケルビス)	13,635
抗アレルギー点眼剤領域	Cationorm (カチオノーム)	3,450
	アレジオン類 (アレジオン点眼液、アレジオンLX点眼液、アレジオン眼 瞼クリーム、エピナスチン塩酸塩点眼液、エピナスチン塩 酸塩LX点眼液)	26,835
網膜疾患治療剤領域	Verkazia (ベルカジア)	2,390
	アイリニア類 (注) (アイリニア硝子体内注射液、アイリニア硝子体内注射用 キット、アイリニア 8 mg硝子体内注射液、アイリニア 8 mg硝子体内注射用キット、アフリベルセプト硝子体内注 射用キット [バイエル])	65,621
	Beovu (ベオビュ)	1,443
眼感染症治療剤領域	クラビット点眼液	13,847
近視進行抑制治療剤領域	リジュセア点眼液/Ryjunea (ライジュネア)	1,604
医療機器	プリザーフロ マイクロシャント	8,149
一般用医薬品		12,164
その他		52,579
合計		291,624

(注) 製造販売元であるバイエル薬品株式会社とのコ・プロモーション製品です。

連結計算書類

地域別情報

(単位：百万円)

	合計
日本	146,812
中国	30,011
アジア	33,252
EMEA	80,097
その他	1,451
合計	291,624

(注) 当連結会計年度より、地域別情報について香港を「アジア」から「中国」に変更しています。

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年4月1日)	当連結会計年度期末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	72,276	72,400
契約負債	—	—

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において営業債権及びその他の債権に含めています。契約負債は、その他の流動負債に含めています。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

Santenグループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、SantenグループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示していません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	923円75銭
2. 基本的1株当たり当期利益	114円04銭

(注) 1株当たり情報の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	第114期	(ご参考) 第113期
資産の部		
流動資産	121,659	124,877
現金及び預金	21,811	30,645
受取手形	641	557
売掛金	48,521	48,270
商品及び製品	29,996	26,103
仕掛品	41	133
原材料及び貯蔵品	9,188	6,968
その他	11,791	12,512
貸倒引当金	△332	△310
固定資産	109,810	112,775
有形固定資産	35,519	34,224
建物	12,858	13,700
構築物	58	53
機械及び装置	9,473	8,892
車両運搬具	9	11
工具、器具及び備品	1,403	1,315
土地	6,795	6,796
リース資産	94	80
建設仮勘定	4,829	3,377
無形固定資産	14,343	20,244
製造販売承認権	4,077	7,932
ソフトウェア	9,682	11,613
その他	585	699
投資その他の資産	59,947	58,307
投資有価証券	11,527	8,515
関係会社株式及び出資金	38,444	38,444
繰延税金資産	2,524	4,685
前払年金費用	6,001	4,989
その他	3,556	3,640
長期貸倒引当金	△2,106	△1,966
資産合計	231,469	237,652

科目	第114期	(ご参考) 第113期
負債の部		
流動負債	59,753	63,028
買掛金	20,238	23,340
短期借入金	7,500	7,500
未払金	17,151	17,721
未払法人税等	3,257	1,654
未払消費税等	758	107
預り金	8,138	9,774
賞与引当金	2,250	2,006
買付契約評価引当金	—	700
その他	461	227
固定負債	44,761	21,178
長期借入金	44,000	20,000
長期未払法人税等	—	122
資産除去債務	330	314
その他	431	742
負債合計	104,515	84,206
純資産の部		
株主資本	122,050	150,634
資本金	8,824	8,806
資本剰余金	9,518	9,500
資本準備金	9,518	9,500
利益剰余金	104,687	133,488
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金	103,136	131,937
退職給与積立金	372	372
別途積立金	39,109	89,109
繰越利益剰余金	63,655	42,456
自己株式	△979	△1,161
評価・換算差額等	4,816	2,688
その他有価証券評価差額金	4,816	2,688
新株予約権	88	124
純資産合計	126,954	153,446
負債・純資産合計	231,469	237,652

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

損益計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	第114期	(ご参考) 第113期
売上高	171,780	188,101
売上原価	86,760	96,587
売上総利益	85,020	91,513
販売費及び一般管理費	64,503	68,105
営業利益	20,517	23,408
営業外収益	3,150	3,426
受取利息及び受取配当金	400	459
生命保険配当金	129	157
利用料収入	2,478	2,632
その他	144	178
営業外費用	1,653	602
支払利息	703	352
為替差損	78	136
アレンジメントフィー	600	—
自己株式取得費用	32	67
弁護士関連費用	185	—
その他	55	47
経常利益	22,013	26,232
特別利益	483	814
固定資産処分益	1	5
投資有価証券売却益	482	368
関係会社清算益	—	440
特別損失	136	1,909
固定資産処分損	136	32
減損損失	—	106
災害による損失	—	39
契約義務清算費用	—	1,733
税引前当期純利益	22,360	25,137
法人税、住民税及び事業税	5,381	5,136
法人税等調整額	1,185	2,197
当期純利益	15,794	17,804

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

計算書類

株主資本等変動計算書 2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	8,806	9,500	—	9,500	1,551	372	89,109	42,456	133,488
事業年度中の変動額									
新株の発行	18	18		18					—
剰余金の配当				—				△12,659	△12,659
当期純利益				—				15,794	15,794
自己株式の取得				—					—
自己株式の処分			1	1					—
自己株式の消却			△31,937	△31,937					—
利益剰余金から資本剰余金への振替			31,936	31,936				△31,936	△31,936
別途積立金の取崩				—		△50,000	50,000		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				—					—
事業年度中の変動額合計	18	18	—	18	—	—	△50,000	21,199	△28,801
当期末残高	8,824	9,518	—	9,518	1,551	372	39,109	63,655	104,687

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,161	150,634	2,688	2,688	124	153,446
事業年度中の変動額						
新株の発行		36		—		36
剰余金の配当		△12,659		—		△12,659
当期純利益		15,794		—		15,794
自己株式の取得	△32,775	△32,775		—		△32,775
自己株式の処分	1,019	1,021		—		1,021
自己株式の消却	31,937	—		—		—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—		—		—
別途積立金の取崩		—		—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		—	2,128	2,128	△36	2,092
事業年度中の変動額合計	181	△28,584	2,128	2,128	△36	△26,492
当期末残高	△979	122,050	4,816	4,816	88	126,954

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

<個別注記表>

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法
- ② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ……………時価法

- (3) 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	31～50年
機械及び装置	8年
その他	4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年又は10年）に基づく定額法によっています。

- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (4) 長期前払費用……………均等償却
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 …………… 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。
 - (2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。
 - (3) 買付契約評価引当金 …… 買付約定済みで未購入の棚卸資産について、収益性低下による損失に備えるため引当てたもので、回収不能見込額を計上しています。
 - (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しています。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生 of 事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。

- ステップ1：顧客との契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益認識

物品の販売については、通常は物品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該物品の引渡時点で収益を認識しています。また、契約条件によっては、返品、リベート及び値引きに応じる義務を負っており、これらを差し引いた純額で測定しています。この場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からこれらの見積りを控除した金額を算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しています。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績等に基づき計算しています。

取引の対価は履行義務を充足してから概ね120日以内に受領しているため、実務上の便法を使用し、重要な金融要素の調整は行っていません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…為替予約取引、コモディティ・デリバティブ取引
- ・ヘッジ対象…外貨建金銭債務、原燃料費

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動、株価変動リスク及び燃料価格リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略していません。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下のとおりです。

退職給付債務13,894百万円

当社は、従業員の退職給付に備えるため、確定給付制度を採用しており、当事業年度末における退職給付債務の算定に使用される割引率には高い不確実性が存在します。

予測不能な前提条件の変化などにより退職給付債務の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、退職給付債務は年金資産と相殺した上で、貸借対照表には前払年金費用6,001百万円として計上しています。

(注記事項)

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)	54,201百万円
2. 保証債務 子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	7,336百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	11,781百万円
長期金銭債権	2,106百万円
短期金銭債務	12,169百万円
長期金銭債務	24,000百万円
4. 当社は、設備投資を目的として、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとし、複数の金融機関が参加するシンジケーション方式による実行可能期間付タームローン契約を締結しています。当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりです。	
実行可能期間付タームローンの総額	30,000百万円
借入実行額	－百万円
差引	30,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	24,237百万円
仕入高	2,349百万円
その他の営業取引高	17,627百万円
営業取引以外の取引高	2,731百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	691,515株	20,334,637株	20,423,339株	602,813株

- (注) 1. 自己株式の当事業年度末株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式が28,410株含まれています。
2. 自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得、株式報酬制度に係る信託による自社の株式の取得及び単元未満株式の買取によるものです。
3. 自己株式の株式数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却、事後交付型業績連動株式報酬としての自己株式の処分及び株式報酬制度に係る信託による自社の株式の処分によるものです。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	26,539百万円
退職給付引当金	1,128百万円
貸倒引当金	766百万円
税務上の繰延資産	722百万円
賞与引当金	678百万円
委託研究費等	272百万円
減価償却超過額	267百万円
減損損失	242百万円
未払事業税等	201百万円
未払金	170百万円
棚卸資産評価減	73百万円
返金負債	59百万円
その他	1,525百万円
繰延税金資産小計	32,641百万円
評価性引当額	△27,910百万円
繰延税金資産合計	4,731百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,207百万円
繰延税金負債合計	△2,207百万円

繰延税金資産（負債）の純額 2,524百万円

計算書類

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内容

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.	所有 間接100%	医療用医薬品販売	製品等の販売(注1)	6,651	売掛金	4,016
				ロイヤルティの受領及びシステム利用料等の受領等(注1、2)	1,484	その他の流動資産(未収入金)	473
				資金の借入(注3)	31,500	短期借入金	7,500
						長期借入金	24,000
				製品等の販売(注1)	3,340	売掛金	2,300
	Santen SA	所有 間接100%	資金取引 医療用 医薬品販売	ロイヤルティの受領及びシステム利用料等の受領等(注1、2)	5,029	その他の流動資産(未収入金)	2,130
				研究及び販売活動に係るサービス料の支払(注4)	4,115	未払金	2,308
				債務保証(注5)	7,336	—	—

- (注) 1. 製品等の販売及びロイヤルティの受領については、市場価格等を勘案して決定しています。
 2. システム利用料等の受領については、サービスに係る費用の実際発生額を基礎として両社の協議の上で決定しています。
 3. 資金の借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保の提供はありません。
 4. 研究及び販売活動に係るサービス料については、実際発生額に両社で締結した契約に基づき算出した金額を加算しています。
 5. Santen SAの銀行借入(40百万ユーロ)につき、債務保証を行ったものです。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産	394円39銭
2. 1株当たり当期純利益	48円18銭

(注) 1株当たり情報の算定において、株式報酬制度に係る信託が保有する自社の株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しています。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2026年5月8日

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小幡 琢哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 春名 智之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、参天製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結純損益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

参天製薬株式会社

取締役会 御中

2026年5月8日

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小幡 琢哉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 春名 智之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、参天製薬株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き実地確認を行いました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

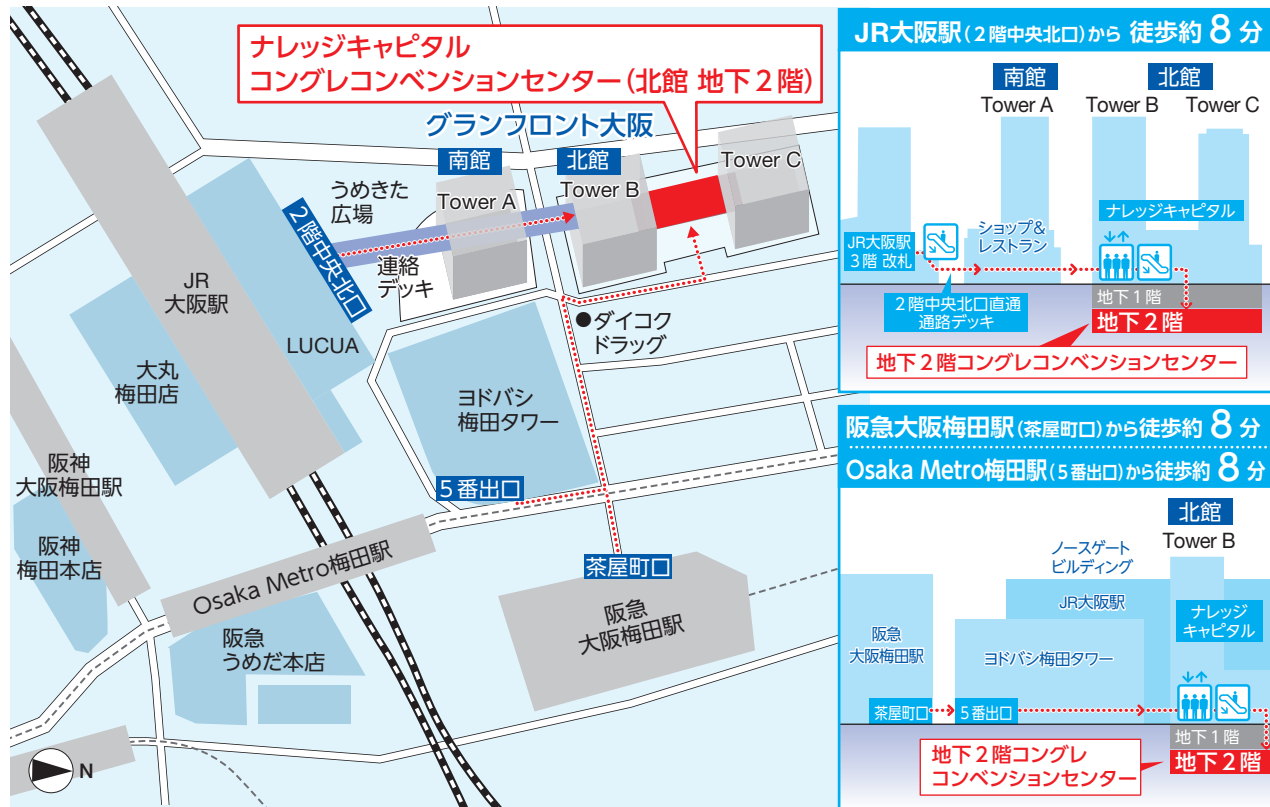
2026年5月11日

参天製薬株式会社 監査役会

常勤監査役	井阪 広	印
社外監査役	朝谷 純一	印
社外監査役	穂高弥生子	印
社外監査役	宗像雄一郎	印

以上

参天製薬株式会社 株主総会会場 ご案内図



日時 2026年6月23日 (火曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場所 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル
コングレコンベンションセンター (北館 地下2階)
大阪市北区大深町3番1号
電話: (06) 6292-6911

当日は以下の準備をしておりますので、サポートが必要な株主さまは、ご遠慮なくスタッフまでお声がけください。

- ・車いす専用スペース
- ・座席やお手洗いへのご案内サポート